

【資料2】

(令和2年第3回協議会用)

第5次春日井市障がい者総合福祉計画

【中間案】

令和2年10月

春日井市

目次

第1章 計画策定について.....	4
1 計画策定の背景と趣旨.....	5
2 国の動向.....	6
3 計画の位置づけ.....	8
4 計画の対象.....	9
5 計画の期間.....	9
第2章 障がいのある人の現状と推計、サービスの実績と評価.....	10
1 人口の推移と推計.....	11
2 障がいのある人の推移と推計.....	12
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価.....	19
4 地域生活支援事業の実績と評価.....	30
5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 基本理念.....	36
2 基本的視点.....	37
3 重点目標.....	39
4 施策の体系.....	40
第4章 施策の推進.....	42
1 生活支援.....	43
2 障がい児の支援.....	50
3 保健・医療.....	55
4 教育.....	58
5 文化芸術活動・スポーツ等.....	61
6 雇用・就業、経済的自立の支援.....	63
7 生活環境.....	66
8 情報アクセシビリティ.....	68
9 防災・防犯.....	70
10 差別の解消及び権利擁護の推進.....	73
11 行政サービス等における配慮.....	76

第5章 計画の推進.....	78
1 庁内関係機関の連携.....	79
2 関係機関の連携.....	79
3 広報・啓発活動の推進.....	79
4 計画の進行管理.....	80

.....

第1章 計画策定について

.....

1 計画策定の背景と趣旨

国では、2006（平成 18）年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の批准に向け、「障害者基本法」の一部改正（2011（平成 23）年施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」（2012（平成 24）年施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」（2013（平成 25）年施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」（2016（平成 28）年施行）等、様々な国内の法整備が行われ、2014（平成 26）年に「障害者権利条約」を批准しました。

その後も、2018（平成 30）年に「障害者基本計画（第 4 次）」の策定や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）」（2018（平成 30）年施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」（2019（令和元）年施行）等の法整備を進めてきました。

また、福祉分野全般においては、2018（平成 30）年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「地域包括ケアシステム強化法」という。）」が施行され、障がい福祉分野も含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が掲げられています。

このような動きがある一方で、障がいのある人の尊厳を否定するような出来事や、障がいのある人の支援において多様なニーズへの対応が行き届いていない面もあり、障がいのある人が人権を尊重され、自分らしく暮らしていける社会の実現に向けては、まだまだ道半ばの状況が見受けられます。

本市においても、このような法改正や社会的変化がある中で、本市の現状・課題等を把握するため 2019（令和元）年に実施した障がい者のくらしや社会参加に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を踏まえ、各種支援の充実を図るとともに、障がいに対する理解の普及啓発等を一層進めていく必要があります。

以上のことから、障がいのある人一人ひとりが安心できる暮らしや自立、共生を実現するため、本市の新たな障がい者施策の指針となる「第 5 次春日井市障がい者総合福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国の動向

障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

障がいのある人に関する施策は、社会情勢に合わせ新たな法律の施行や制度の構築が行われるなど常に変化しています。本計画は、以下の法律、制度等を踏まえながら策定しています。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
2007 (H19)年	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
2010 (H22)年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
2012 (H24)年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称。障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
	障害者基本計画(第3次)の策定	基本原則の見直しや障がい者の自己決定の尊重を明記
2014 (H26)年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託。2014(平成26)年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)年	難病法の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の地域生活の支援や障がい児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
2018 (H30)年	障害者基本計画(第4次)の策定	共生社会の実現を目指す、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	地域包括ケアシステム強化法の施行	介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ等
	障害者文化芸術推進法の施行	障がい者の文化芸術活動の推進に関する施策の推進。地方公共団体に計画策定を努力義務化

年	国の主な法律・制度等	概要
2019 (R1)年	障害者文化芸術活動推進基本計画の策定	障がい者の文化芸術活動の幅広い促進、作品等の創造への支援強化、地域での作品等の発表、交流の促進等
	読書バリアフリー法の施行	アクセシブルな電子書籍等、視覚障がい者等の読書環境の整備等
	障害者雇用促進法の改正	障がい者の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の雇用状況の把握等。国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成・公表を義務付け

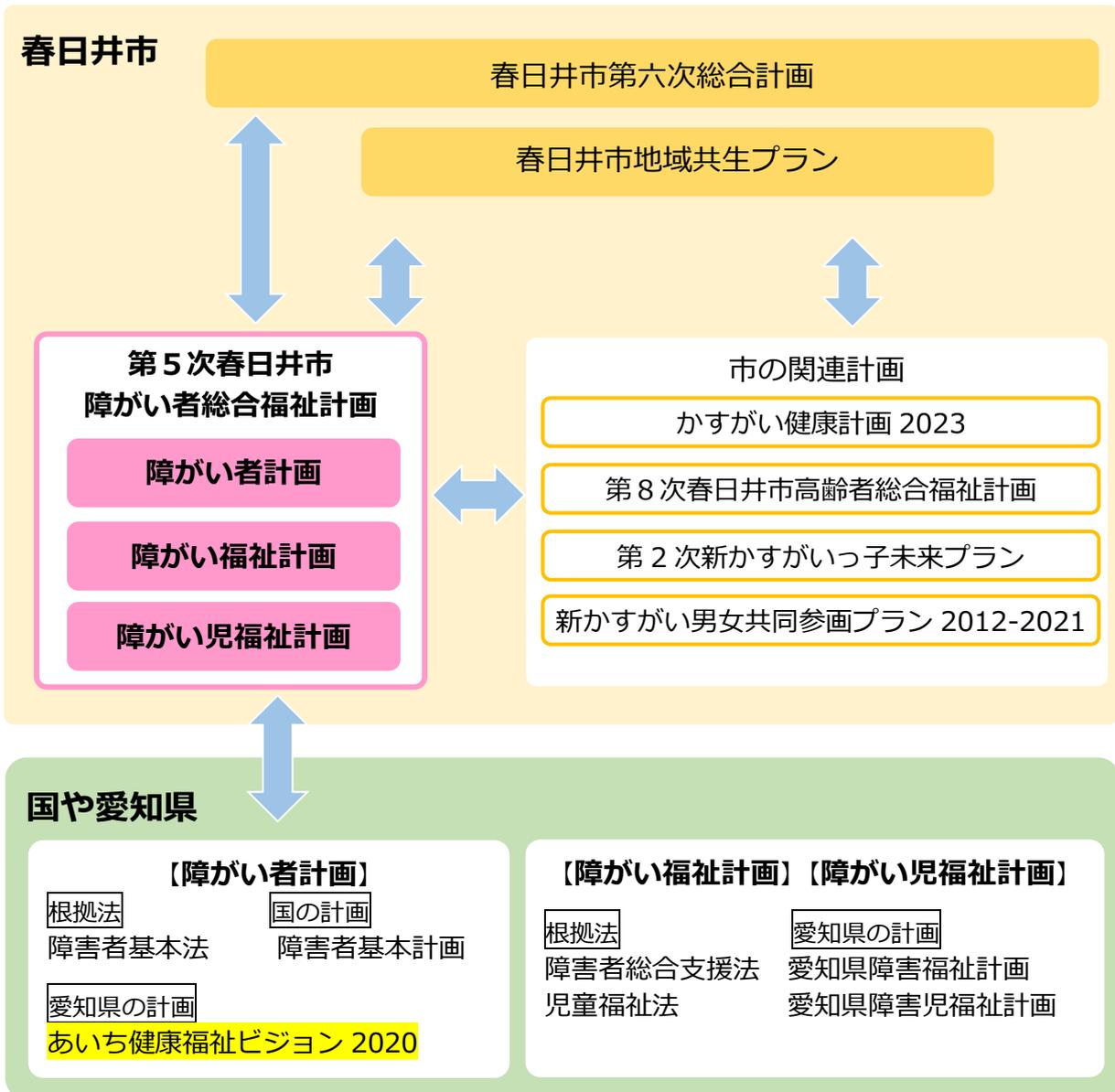
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本市の「春日井市第六次総合計画」を上位計画とするとともに、「春日井市地域共生プラン」で示す共通して取り組むべき事項を踏まえて策定します。また、その他の福祉分野の計画をはじめ、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「**あいち健康福祉ビジョン 2020**」、「愛知県障害福祉計画」及び「愛知県障害児福祉計画」との整合を図っています。

■計画の関連イメージ



4 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」、「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

（年度）

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023					
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5					
春日井市第五次総合計画									春日井市第六次総合計画										
第3次春日井市地域福祉計画												春日井市 地域共生プラン (第4次計画)							
春日井市 障がい者 総合福祉計画		春日井市 障がい者 計画 (H21～H23)			春日井市 障がい 福祉計画 (第2期)			第2次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画			第3次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画			第4次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画			第5次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画		

.....

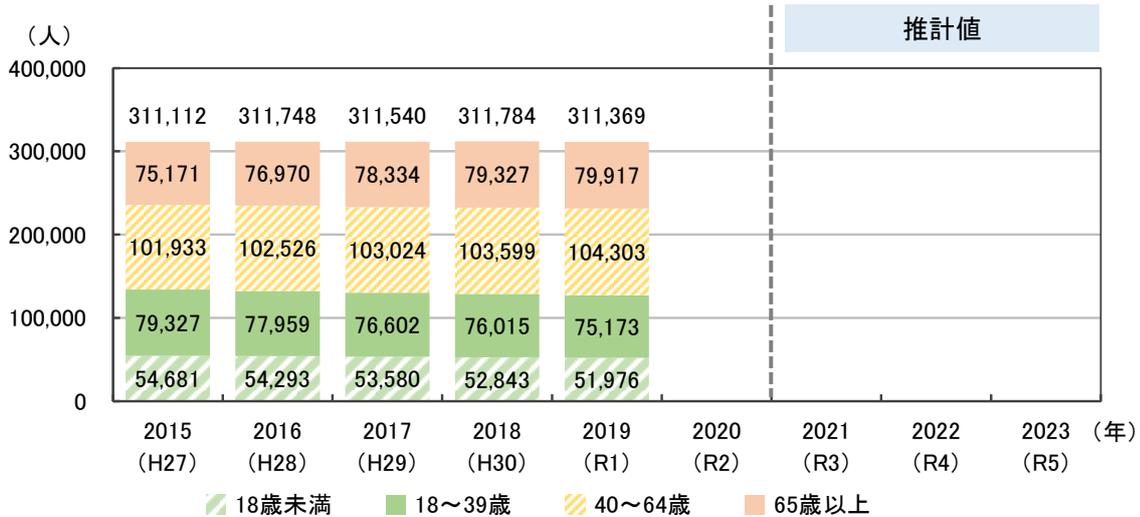
第2章 障がいのある人の 現状と推計、サービスの実績と評価

.....

1 人口の推移と推計

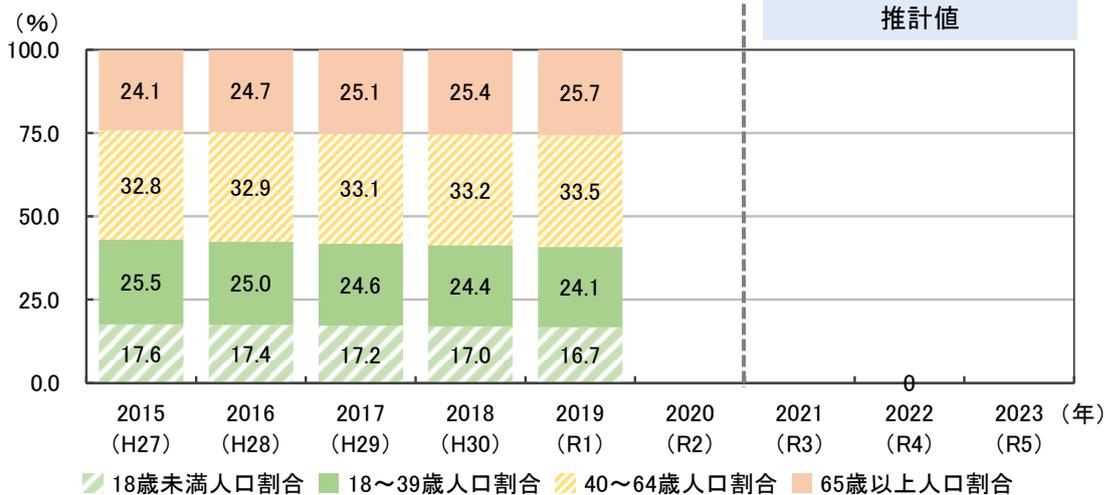
本市の総人口は、2020（令和2）年10月1日現在で●人となっており、近年は微増・微減を繰り返しています。年齢区分別人口割合をみると、18歳未満人口、18～39歳人口の割合は減少していますが、40～64歳人口、65歳以上人口の割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

図表1 総人口と年齢区分別人口の推移と推計



資料：～2020（令和2）年：住民基本台帳（各年10月1日）、
2021（令和3）年～：コーホート変化率法による推計値

図表2 年齢区分別人口割合の推移と推計



資料：～2020（令和2）年：住民基本台帳（各年10月1日）、
2021（令和3）年～：コーホート変化率法による推計値

2

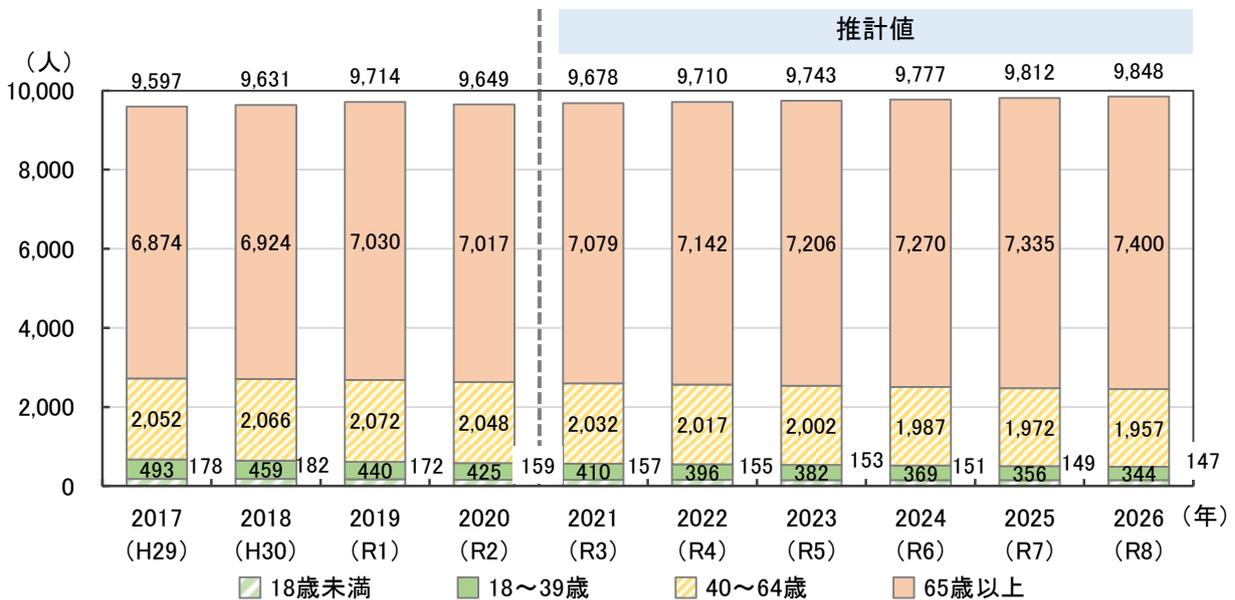
障がいのある人の推移と推計

(1) 身体障がいのある人の推移と推計

身体障がい者手帳所持者数は増加傾向となっています。年齢区別にみると、65歳以上の割合が高くなっています。これまでの実績による推計をみると、65歳以上のみ増加し他の年齢区分では減少する傾向は変わらず、全体では増加傾向となることが見込まれます。

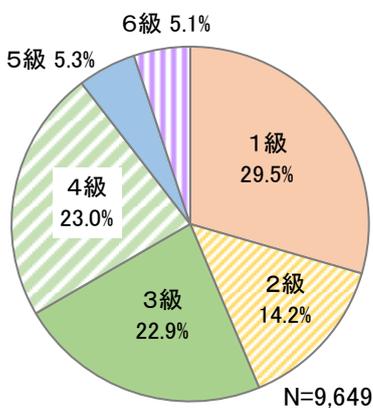
等級別でみると、1級の割合が約3割と最も高く、3級、4級も2割以上と高くなっています。障がい種別でみると、肢体不自由の割合が約半数と最も高くなっています。

図表3 年齢区別身体障がい者手帳所持者数の推移と推計



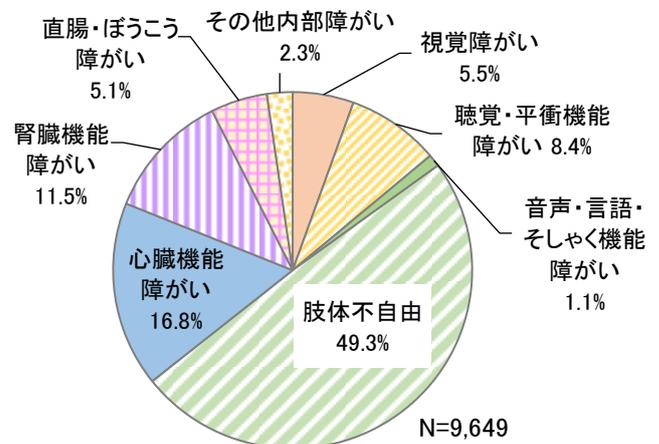
資料：各年10月1日

図表4 等級別身体障がい者手帳所持者数の割合



資料：2020（令和2）年10月1日

図表5 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の割合



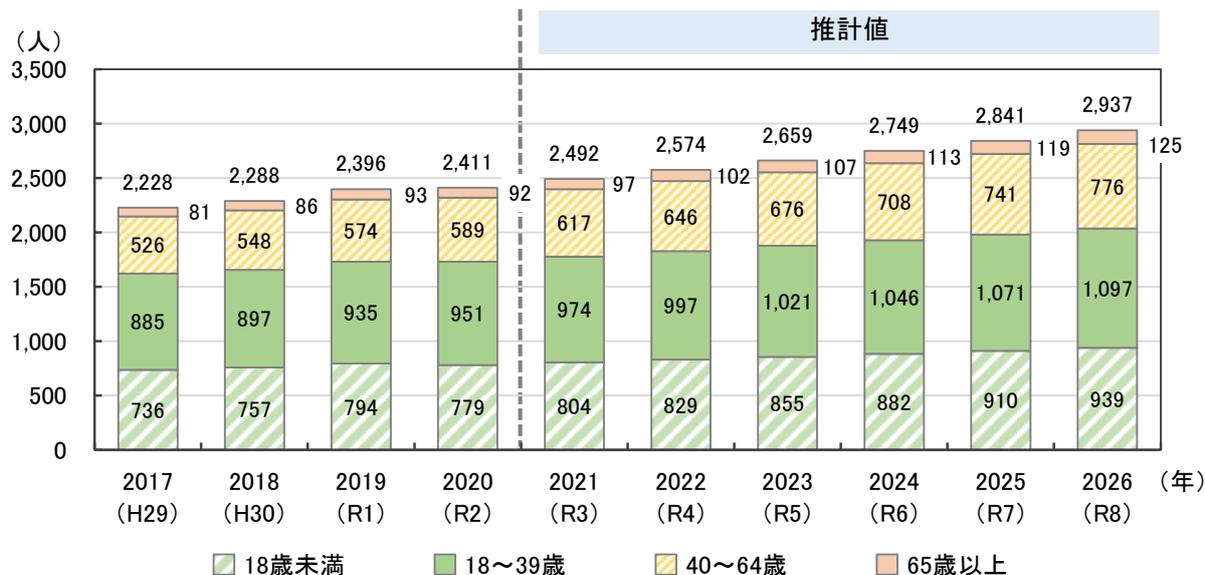
資料：2020（令和2）年10月1日

(2) 知的障がいのある人の推移と推計

療育手帳所持者数は一貫して増加しています。年齢区別にみると、18歳未満の割合と18～39歳の割合が高く、いずれの年齢区分でも増加しています。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

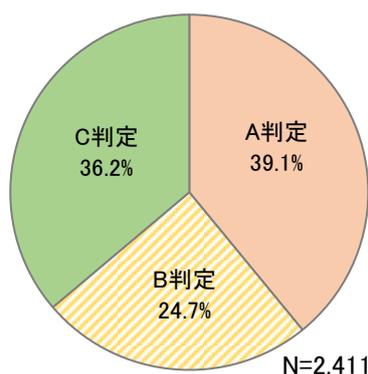
等級別でみると、A判定の割合が約4割と最も高く、次にC判定、B判定の順番に高くなっています。

図表6 年齢区別療育手帳所持者数の推移と推計



資料：各年10月1日

図表7 等級別療育手帳所持者数の割合



資料：2020（令和2）年10月1日

A判定：IQ35以下又はIQ36～50かつ3級以上の身体障がい

B判定：IQ36～50

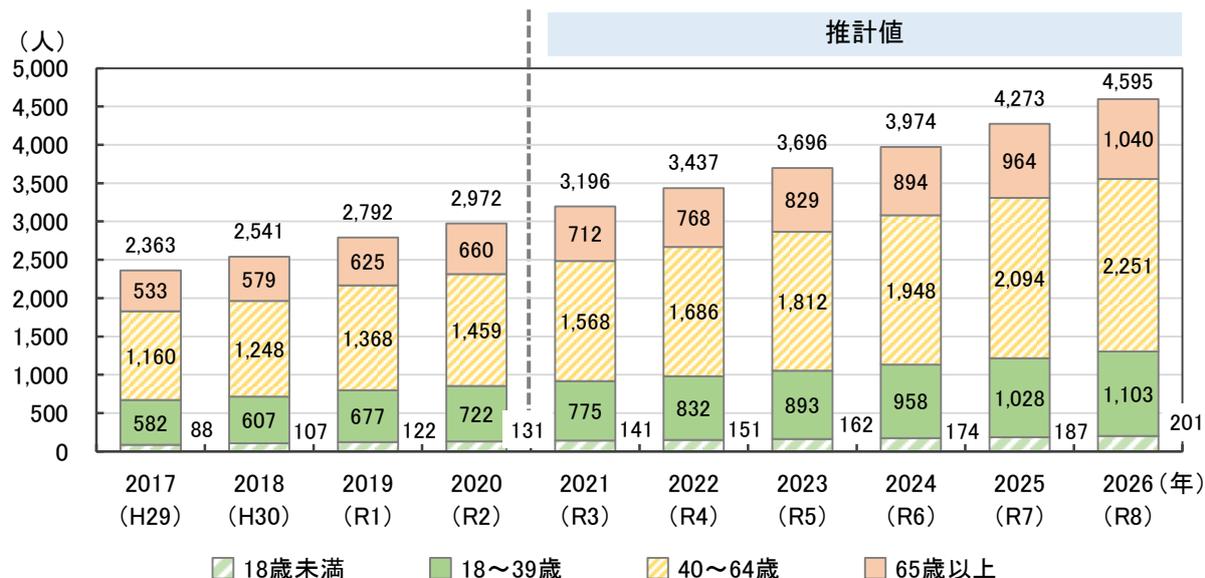
C判定：IQ51～75

(3)－1 精神障がいのある人の推移と推計

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は一貫して増加しています。年齢区分別にみると、40～64歳の割合が高く、いずれの年齢区分でも増加しています。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

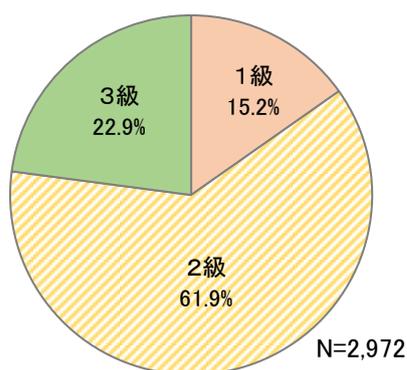
等級別でみると、2級の割合が6割以上と最も高く、次に3級、1級の順番に高くなっていきます。

図表8 年齢区分別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移と推計



資料：各年10月1日

図表9 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の割合



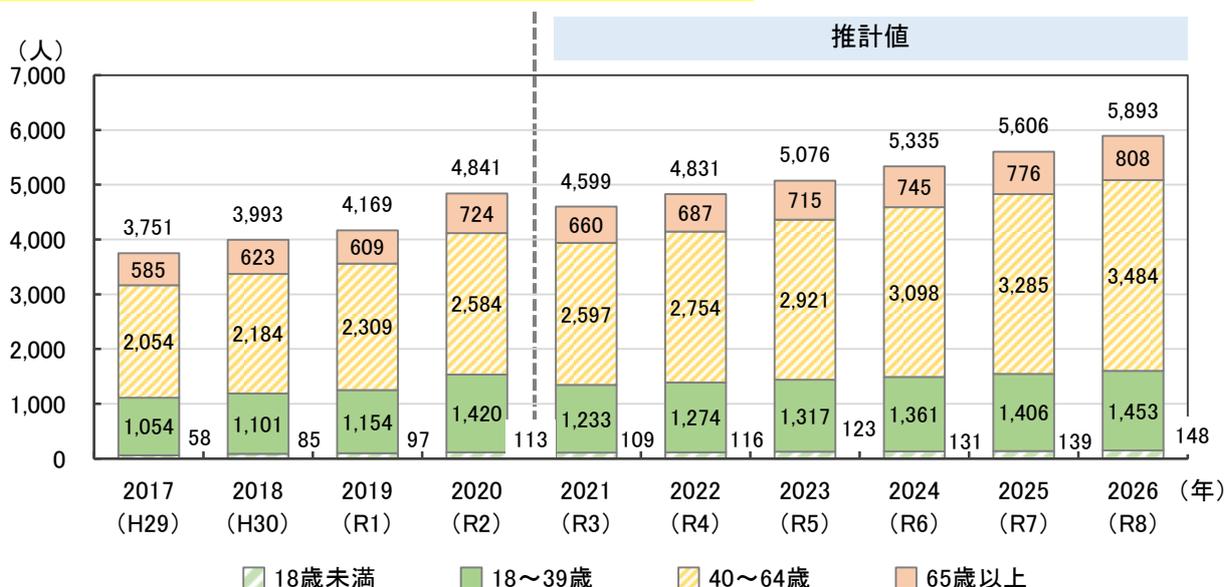
資料：2020（令和2）年10月1日

- 1級：日常生活を営むことが不能な程度
- 2級：日常生活に著しい制限がある程度
- 3級：日常生活に制限がある程度

(3)－2 自立支援医療(精神通院)受給者の推移と推計

自立支援医療(精神通院)受給者数は一貫して増加しています。年齢区分別にみると、40～64歳の割合が高くなっています。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表 10 年齢区分別自立支援医療(精神通院)受給者数の推移と推計



※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ有効期間を延長する特例措置が実施されたため、2020(令和2)年の受給者数が例年と比較して多くなっています。

資料：各年10月1日

(4) 発達障がいのある人の現状

「発達障がい」とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち18歳未満のものとされています。

発達障がい者(児)を対象とした手帳の交付制度がないため、人数を正確に把握することは困難な状況となっていますが、全国的に増加の傾向がみられます。

発達障がいのある人の数は？

厚生労働省が2016(平成28)年に実施した「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」の結果では、医師から発達障がいと診断された者の数は48万1千人と推計されています。また、そのうち障がい者手帳を所持している人は76.5%となっています。

(5) 難病患者の推移

特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数は難病法（2015（平成27）年施行）の影響により2018（平成30）年に減少しています。

小児慢性特定疾病受給者数は年度によって増減しています。

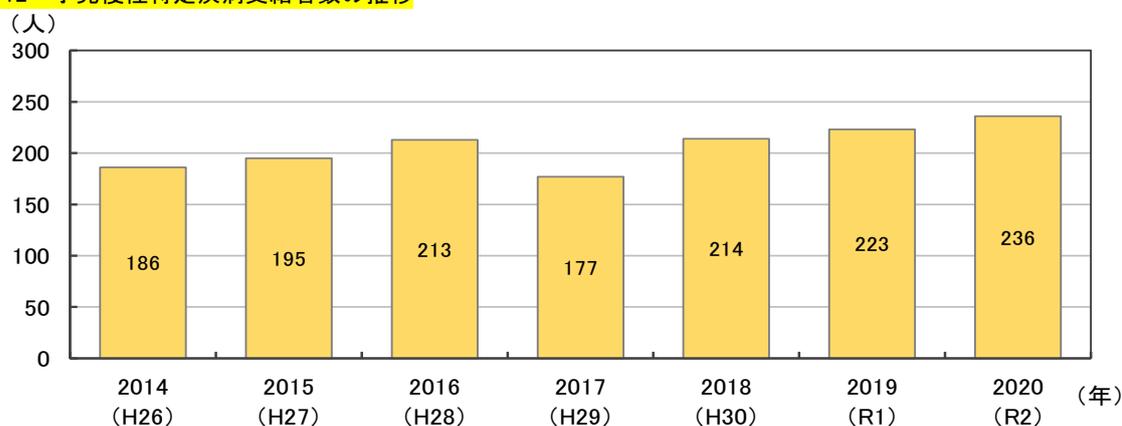
指定難病の対象となる疾病は拡大されており、2019（令和元）年7月からは対象疾病数が333疾病となっています。また、小児慢性特定疾病についても2019（令和元）年7月から762疾病が対象となっています。

図表 11 特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数の推移



資料：各年3月31日

図表 12 小児慢性特定疾病受給者数の推移



資料：各年3月31日

難病とは？

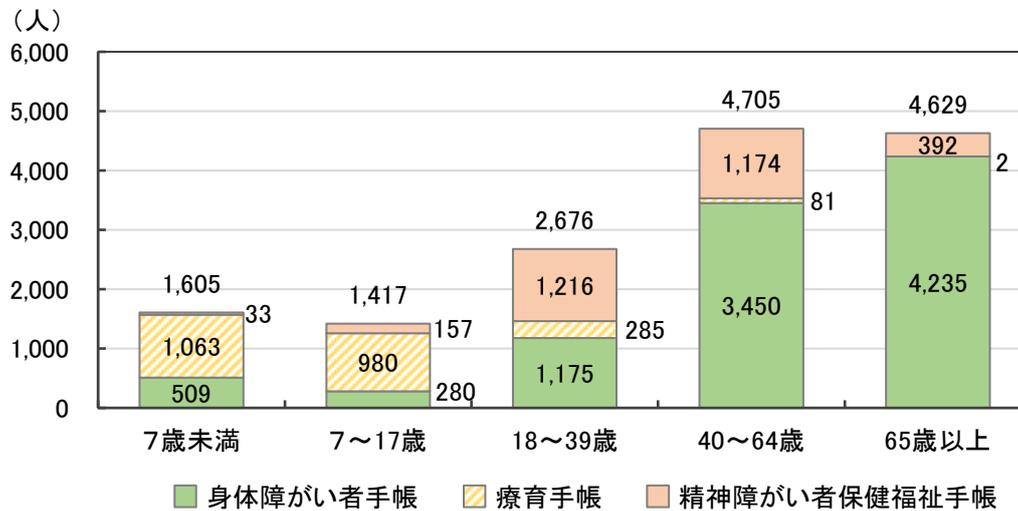
原因不明で治療方法が確立されていない疾病を難病といいます。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる疾病、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い疾病については、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成されます。

また、18歳未満の子どもの慢性疾病のうち、生命を長期に脅かす、症状や治療が長期にわたる、高額な医療費の負担が続くといった疾病については、小児慢性特定疾病とされ医療費が助成されます。

(6) 初めて障がい者手帳を取得した年齢

初めて障がい者手帳を取得した年齢は、身体障がい者手帳では 40 歳以上、療育手帳では 18 歳未満、精神障がい者保健福祉手帳では 18 歳から 65 歳未満が多くなっています。

図表 13 初めて障がい者手帳を取得した年齢（手帳別）



資料：2020（令和2）年10月1日

(7) 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒数の推移

特別支援学校に通学する本市の児童・生徒数は、春日台特別支援学校では瀬戸つばき特別支援学校が開校したため減少しています。小牧特別支援学校と春日井高等特別支援学校では年度によって児童・生徒数が増減しています。

図表 14 特別支援学校の児童・生徒数の推移

学校名	年度	小学部						中学部			高等部			合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
支援学校 春日台特別	2017(H29)	14	11	13	12	16	11	17	15	18	34	32	35	228
	2018(H30)	11	14	11	12	12	16	17	17	15	34	34	31	224
	2019(R1)	8	10	9	9	9	9	20	11	14	36	34	33	202
	2020(R2)	5	9	10	10	9	9	10	20	10	33	33	31	189
支援学校 小牧特別	2017(H29)	1	1	3	2	5	8	2	9	5	2	6	4	48
	2018(H30)	5	1	1	3	3	6	7	2	9	8	2	6	53
	2019(R1)	3	5	1	0	3	3	5	7	2	9	8	2	48
	2020(R2)	6	3	5	1	0	3	3	5	6	1	9	8	50
特別支援学校 春日井高等	2017(H29)										12	9	8	29
	2018(H30)										6	11	8	25
	2019(R1)										7	6	11	24
	2020(R2)										8	7	6	21
支援学校 瀬戸つばき特別支	2019(R1)	3	2	4	2	5	3	6	6	4	2	2	1	40
	2020(R2)	3	4	3	4	2	5	4	6	6	7	2	2	48

特別支援学級に通学する本市の児童・生徒数は、小学校、中学校いずれも令和元年度までは増加していましたが、令和2年度で減少しています。それぞれの学年では年度によって児童・生徒数は増減しています。

図表 15 特別支援学級（小学校、中学校）の児童・生徒数の推移

年度	小学校								中学校					合計
	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数	1年	2年	3年	合計	
2017(H29)	87	34	55	52	45	50	42	278	35	41	32	32	105	383
2018(H30)	95	52	46	62	57	44	52	313	35	40	48	39	127	440
2019(R1)	102	36	66	54	62	63	51	332	37	42	46	45	133	465
2020(R2)	105	42	43	67	54	62	55	323	38	46	40	45	131	454

3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

(1) 訪問系サービス

区分	単位	2015(H27)年度			2016(H28)年度			2017(H29)年度			2018(H30)年度			2019(R1)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率									
居宅介護	人	327	293	89.6	342	314	91.8	358	343	95.8	335	366	109.3	346	409	118.2	555	73.7
	時間	6,546	5,726	87.5	6,903	6,107	88.5	7,262	6,431	88.6	6,530	6,157	94.3	6,745	6,570	97.4	13,617	
重度訪問介護	人	12	11	91.7	13	9	69.2	14	5	35.7	11	5	45.5	12	5	41.7	7	71.4
	時間	720	744	103.3	780	747	95.8	840	333	39.6	770	265	34.4	840	505	60.1	883	
同行支援	人	26	23	88.5	27	28	103.7	28	30	107.1	32	29	90.6	34	30	88.2	53	56.6
	時間	260	223	85.8	270	366	135.6	280	375	133.9	416	380	91.3	442	342	77.4	1,134	
行動支援	人	25	20	80.0	26	22	84.6	27	22	81.5	23	21	91.3	24	18	75.0	28	64.3
	時間	317	231	72.9	335	238	71.0	345	236	68.4	253	238	94.1	264	178	67.4	579.5	
重度障がい者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	-

【活動指標】1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】その年度の3月分の利用実績

【達成率】実績÷活動指標×100(%)で算出したもの

【支給決定(人)】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

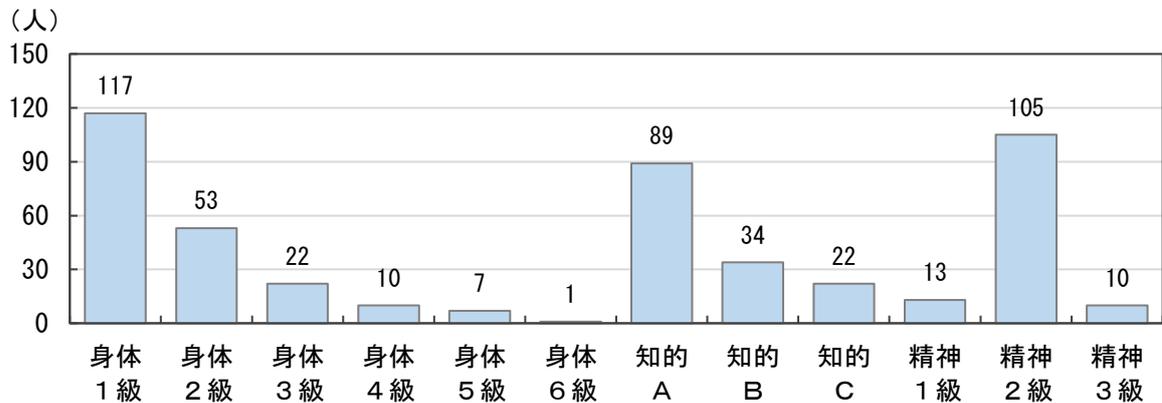
【支給決定(時間)】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している時間数

【支給決定(延べ日数)】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している日数

【利用率】実績÷支給決定(人)×100(%)で算出したもの

※「3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価」において共通

図表 16 居宅介護

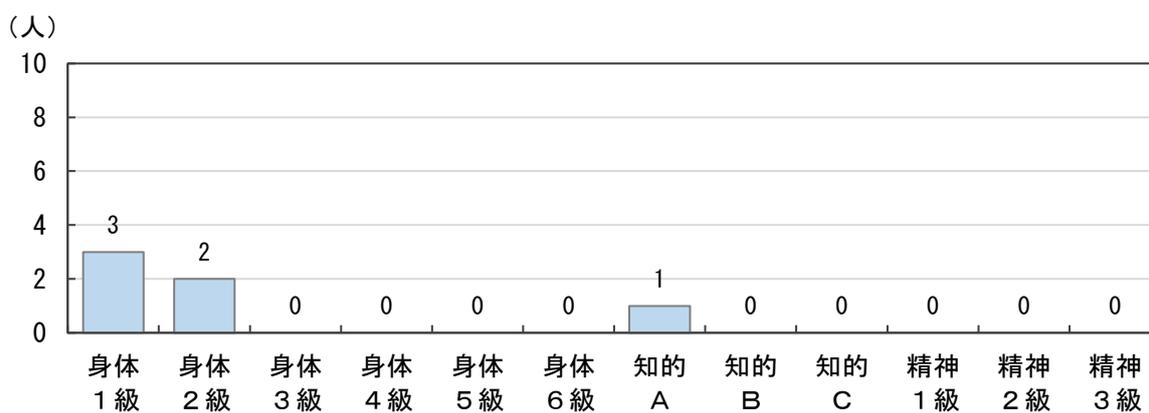


【身体】身体障がい者手帳(1級~6級)を所持している人

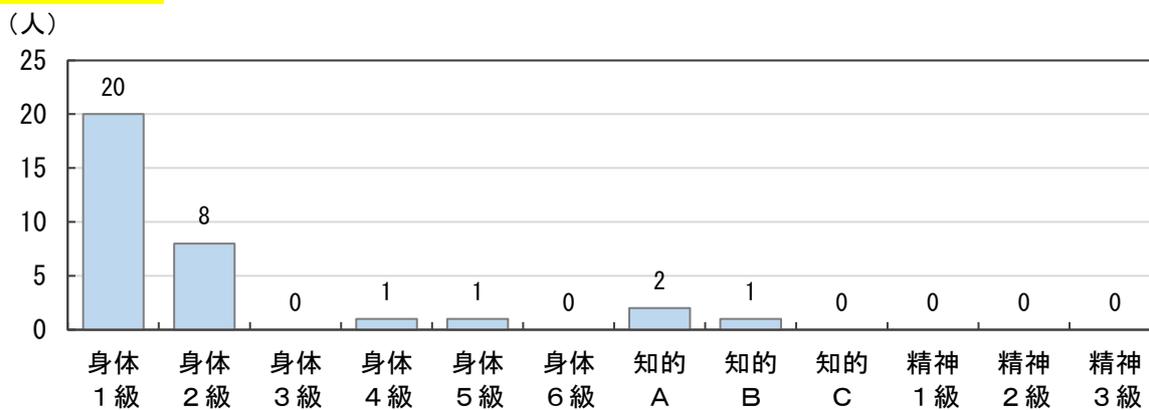
【知的】療育手帳(A判定~C判定)を所持している人

【精神】精神障がい者保健福祉手帳(1級~3級)を所持している人

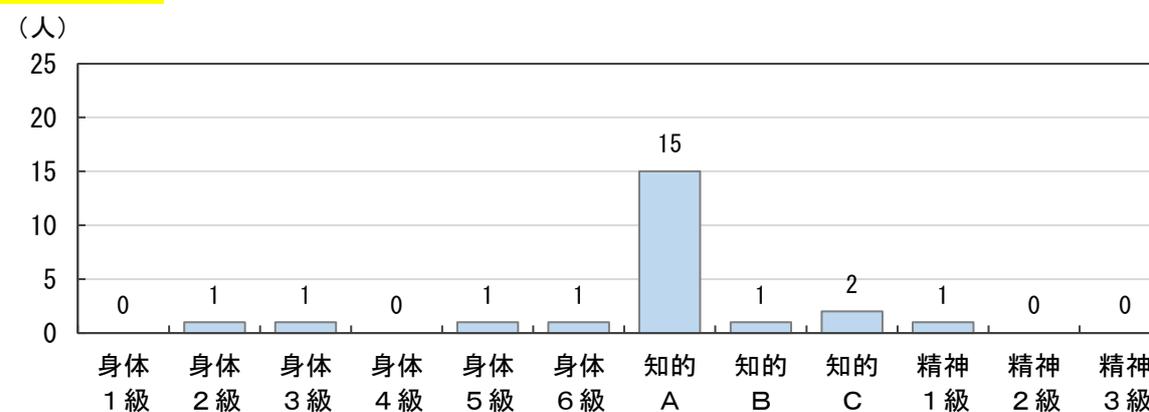
図表 17 重度訪問介護



図表 18 同行援護



図表 19 行動援護



(2020 (令和2) 年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

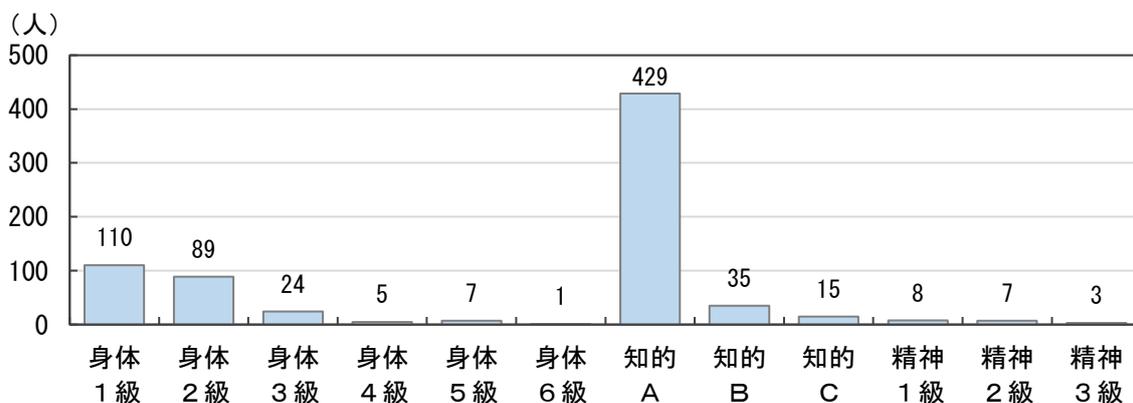
評価

- 毎年居宅介護の利用率は上昇していますが、事業所、利用者ともに人材不足との意見があり、希望した時間帯、曜日、性別等のニーズに対応できていません。また、障がい児・者、障がい種別により事業所が見つからないケースが多くみられます。
- 居宅介護の利用について支給決定と実績に開きがあります。計画相談支援を利用していない、もしくは計画相談支援を利用している場合でも支給量の調整不足が原因かと思われます。
- 同行援護を受けられる事業所が少なく、新規の受け入れも難しい傾向があります。また、希望した時間帯、曜日、性別等のニーズに対応できていません。
- 行動援護を受けられる事業所が少なく、行動援護の対象となる人も移動支援を利用せざるを得ない状況となっています。移動支援の利用者の中で、2人対応の行動援護対象者が10名ほどおり、行動援護を受けることができていません。

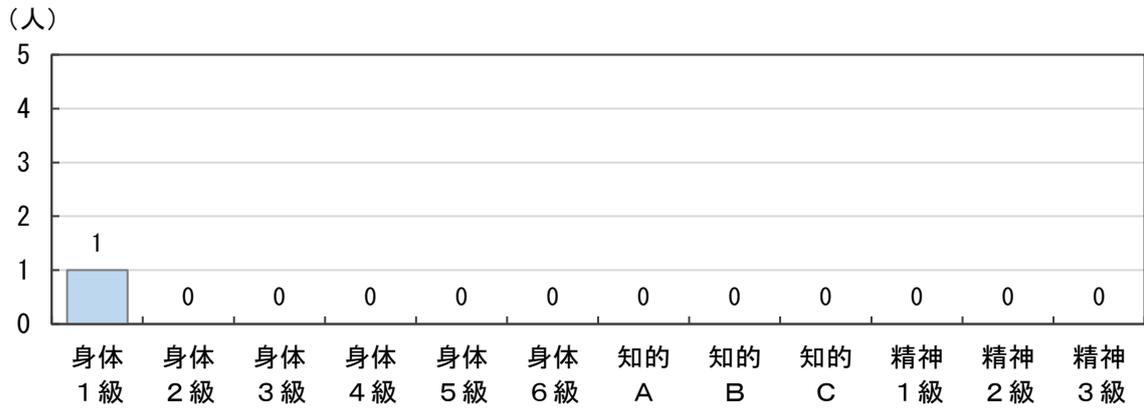
(2) 日中活動系サービス

区分	単位	2015(H27)年度			2016(H28)年度			2017(H29)年度			2018(H30)年度			2019(R1)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率									
生活介護	人	543	505	93.0	552	528	95.7	560	537	95.9	563	550	97.7	581	574	98.8	602	95.3
	延べ日数	9,569	10,117	105.7	9,700	10,462	107.9	9,820	10,550	107.4	10,695	10,448	97.7	11,044	11,196	101.4	12,938	
自立訓練 (機能訓練)	人	4	0	0.0	5	3	60.0	6	3	50.0	4	1	25.0	4	2	50.0	4	50.0
	延べ日数	59	0	0.0	70	52	74.3	84	44	52.4	68	10	14.7	68	25	36.8	56	
自立訓練 (生活訓練)	人	2	5	250.0	3	6	200.0	4	11	275.0	7	9	128.6	8	12	150.0	17	70.6
	延べ日数	16	85	531.3	24	76	316.7	32	176	550.0	98	117	119.4	112	146	130.4	324	
就労移行 支援	人	69	37	53.6	79	60	75.9	88	70	79.5	71	103	145.1	78	83	106.4	109	76.1
	延べ日数	1,024	630	61.5	1,120	917	81.9	1,216	1,159	95.3	1,184	1,624	137.2	1,294	1,401	108.3	2,433	
就労継続 支援(A型)	人	116	197	169.8	119	233	195.8	122	241	197.5	253	218	86.2	263	224	85.2	269	83.3
	延べ日数	2,256	3,880	172.0	2,313	4,670	201.9	2,367	4,740	200.3	5,060	4,256	84.1	5,260	4,340	82.5	6,170	
就労継続 支援(B型)	人	286	349	122.0	310	393	126.8	335	440	131.3	453	474	104.6	483	497	102.9	566	87.8
	延べ日数	5,087	6,364	125.1	5,647	7,262	128.6	6,242	7,951	127.4	8,607	8,017	93.1	9,177	8,708	94.9	12,375	
自立生活 援助	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0	0.0	3	0	0.0	0	-
就労定着 支援	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	22	275.0	9	31	344.4	42	73.8
療養介護	人	17	14	82.4	18	19	105.6	19	19	100.0	21	19	90.5	22	20	90.9	20	100.0

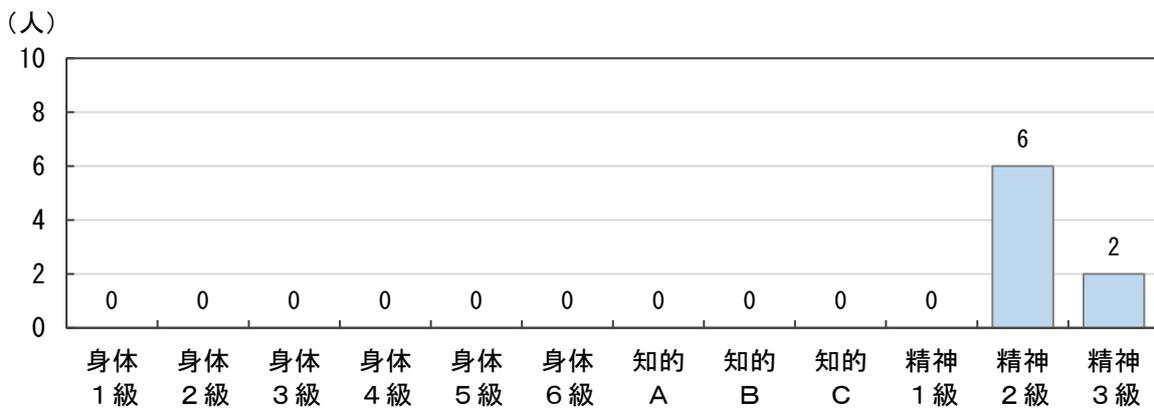
図表 20 生活介護



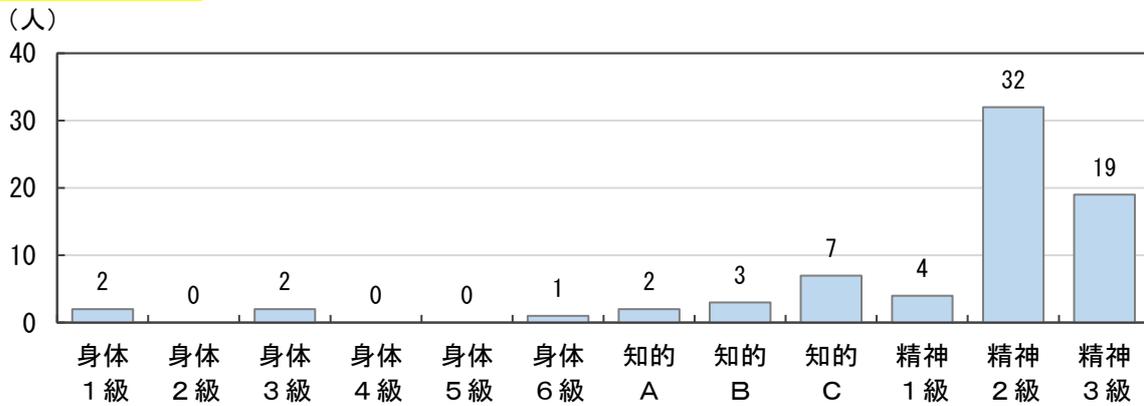
図表 21 自立訓練(機能訓練)



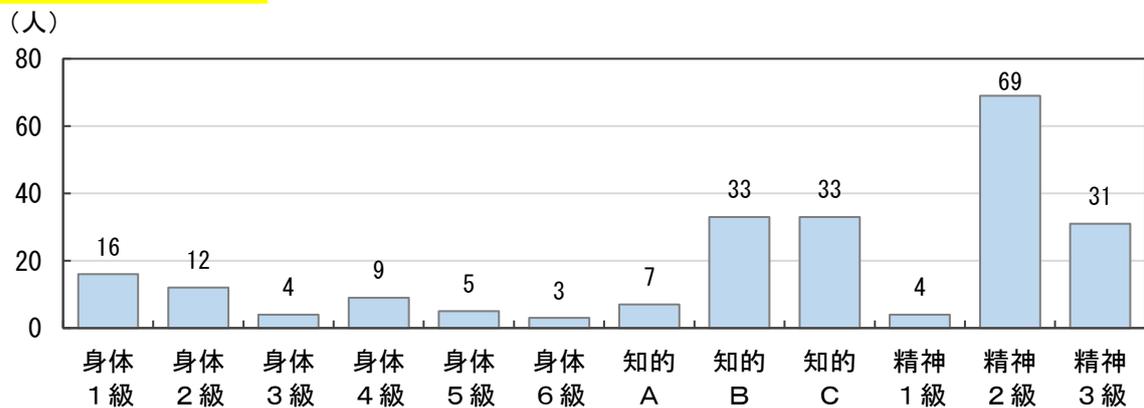
図表 22 自立訓練(生活訓練)



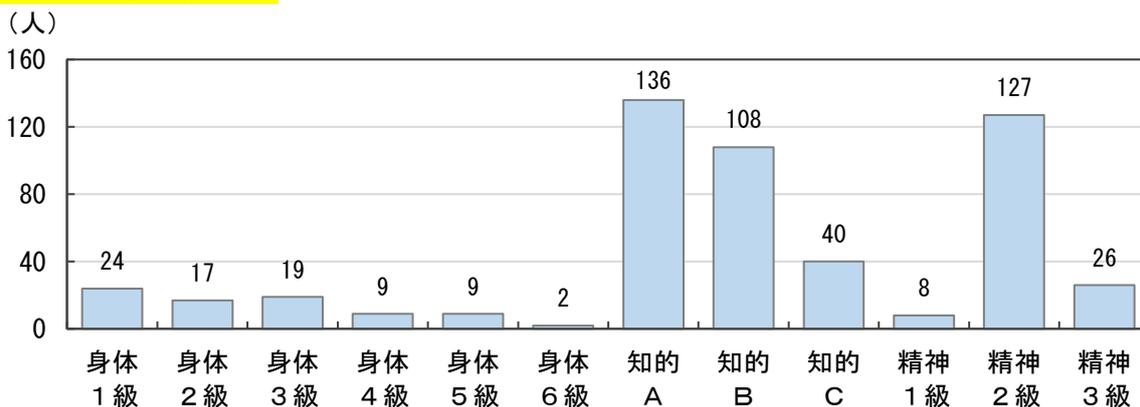
図表 23 就労移行支援



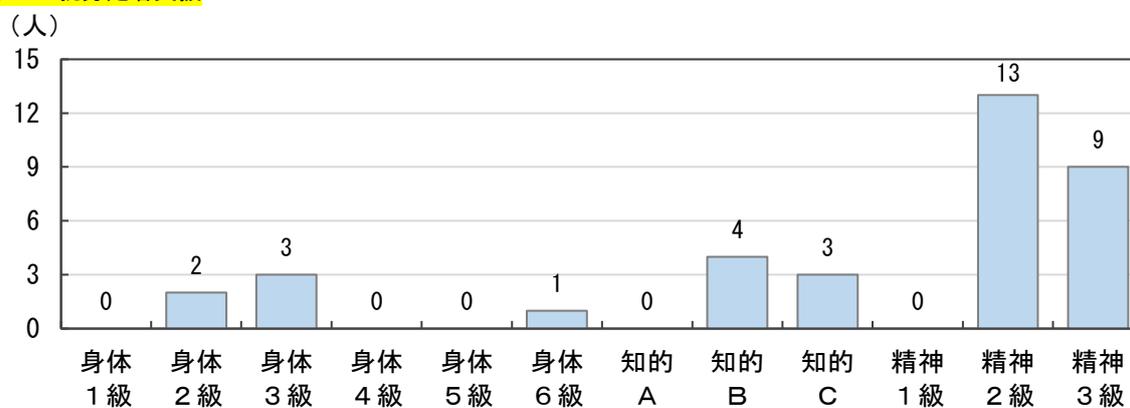
図表 24 就労継続支援(A型)



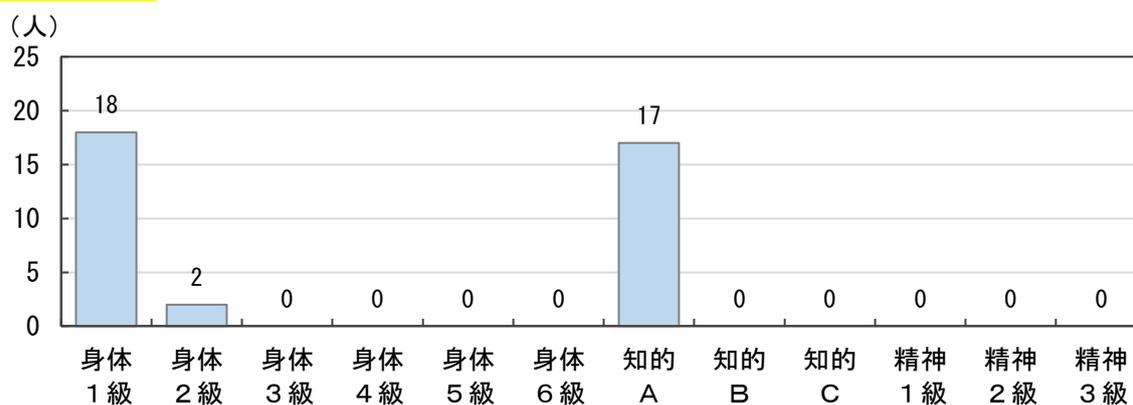
图表 25 就劳继续支援(B型)



图表 26 就劳定着支援



图表 27 療養介護



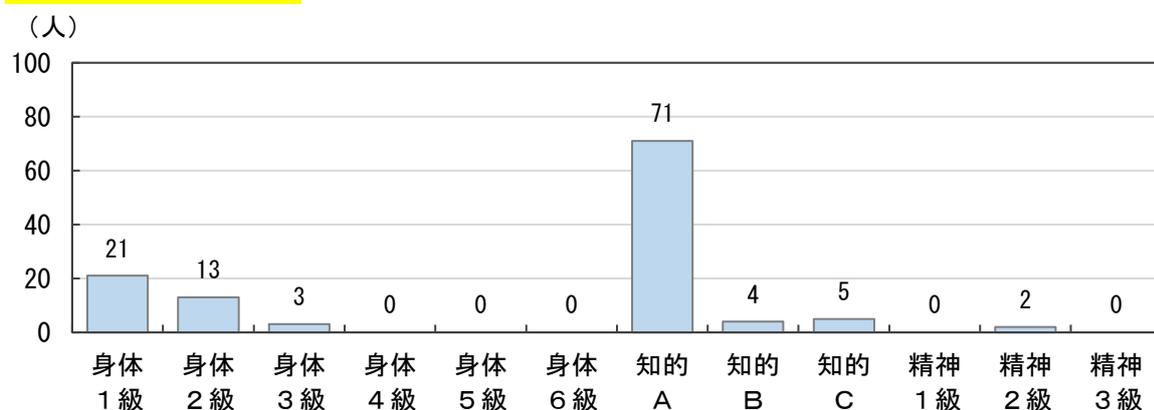
評価

- 生活介護の定員は支給決定数を上回っているため、余裕があるように見えますが、入浴支援の対応ができる事業所が少なく、また、医療的ケアに対応できる事業所も限られているため、選択できる状況ではありません。
- 市内近郊に自立訓練の事業所が少ない。特に宿泊型自立訓練は事業所が限られているため、利用に繋がっていないと考えられます。
- 就労継続支援(A型、B型)は作業能力が高くてもADLの自立度が低い場合は利用を断られることがあります。また、送迎のニーズが高い傾向にあります。
- 就労継続支援(A型)は、車椅子の方の利用が難しい事業所が多くあります。また、精神障がいのある人に対する専門性を有する職員が配置されている事業所が少なく、利用を断念する人もみられます。

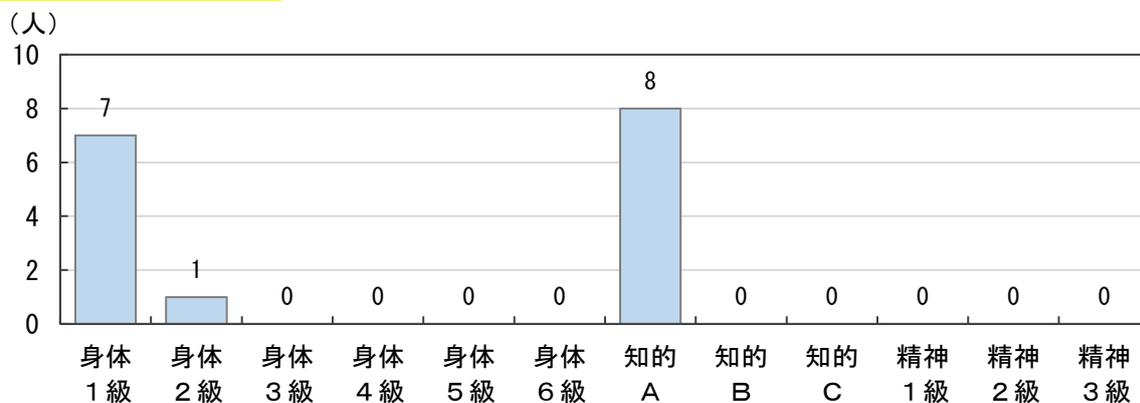
(3) 居住系サービス

区分	単位	2015(H27)年度			2016(H28)年度			2017(H29)年度			2018(H30)年度			2019(R1)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率									
短期入所	人	139	97	69.8	143	103	72.0	146	97	66.4	110	98	89.1	140	98	70.0	429	22.8
	延べ日数	617	623	101.0	632	626	99.1	647	630	97.4	660	620	93.9	700	595	85.0	2,673	
共同生活援助	人	137	132	96.4	161	139	86.3	166	151	91.0	155	192	123.9	165	236	143.0	250	94.4
施設入所支援	人	172	175	101.7	169	181	107.1	166	191	115.1	178	189	106.2	170	195	114.7	195	100.0

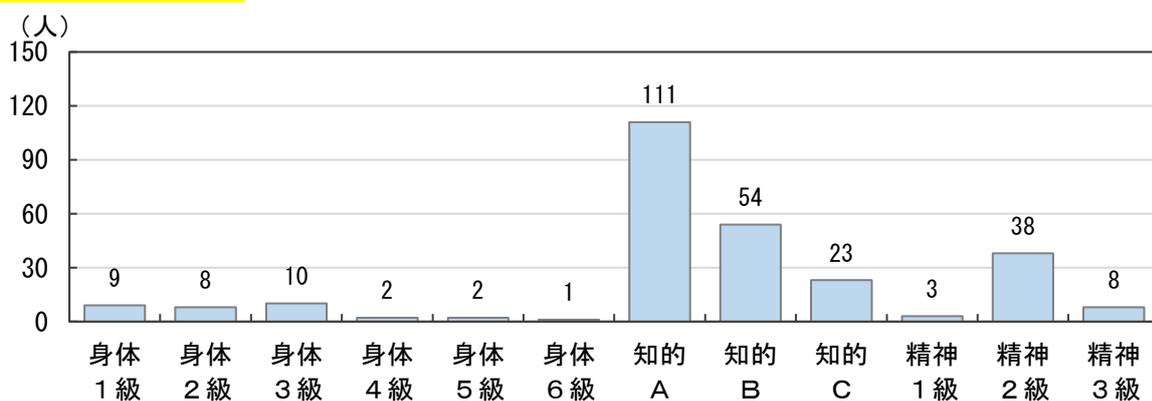
図表 28 短期入所(福祉型)



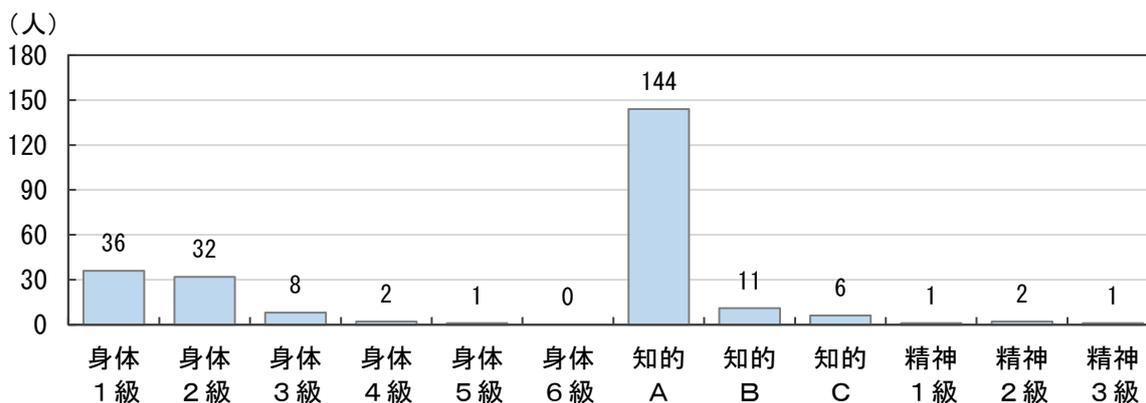
図表 29 短期入所(医療型)



図表 30 共同生活援助



図表 31 施設入所支援



評価

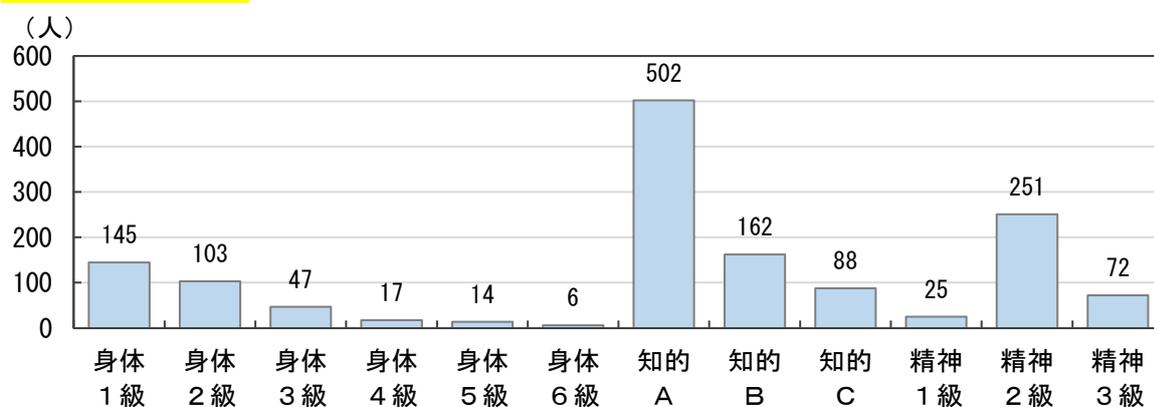
- 医療的ケアが必要な人や肢体不自由の児童が利用できる短期入所が不足しているため、希望通りに予約がとれない状況にあります。
- 施設入所支援のニーズは依然として高く、待機者やロングショートの利用が増えています。短期入所も空き部屋が少なく、予約がとりにくい傾向があります。
- 重度の障がいのある人も入居可能な共同生活援助の空きがありません。
- 日中サービス支援型共同生活援助の事業所は市内にありませんが、ニーズはあります。近隣市にも少ないため、空きが無い状況です。
- 施設入所支援を申込みしている利用者の家族が、将来の事を考え、やむをえず地域で生活する共同生活援助を選択する場合があります。
- 共同生活援助の事業所数の増加に伴い、利用者数も増加していますが、身体障がいのある人や、中度・重度の知的障がいのある人に対応する事業所は不足しています。また、専門性を有する人材の確保が難しい状況です。

(4) 相談支援

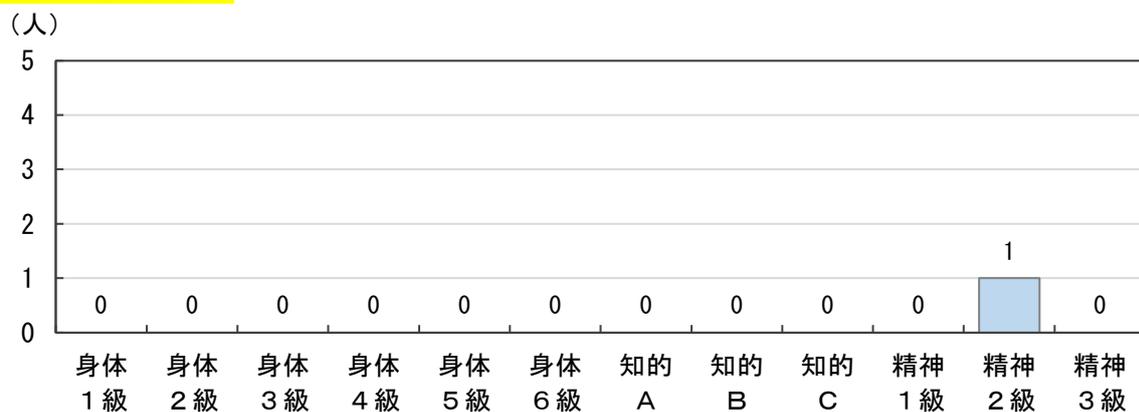
区分	単位	2015(H27)年度			2016(H28)年度			2017(H29)年度			2018(H30)年度			2019(R1)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率									
計画相談支援	人	220	312	141.8	280	416	148.6	340	600	176.5	758	923	121.8	1,484	1,347	90.8	1,347	100.0
地域移行支援	人	3	0	0.0	3	0	0.0	3	1	33.3	2	2	100.0	2	1	50.0	1	100.0
地域定着支援	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	2	200.0	2	100.0

※相談支援については、年間の総利用者数です。

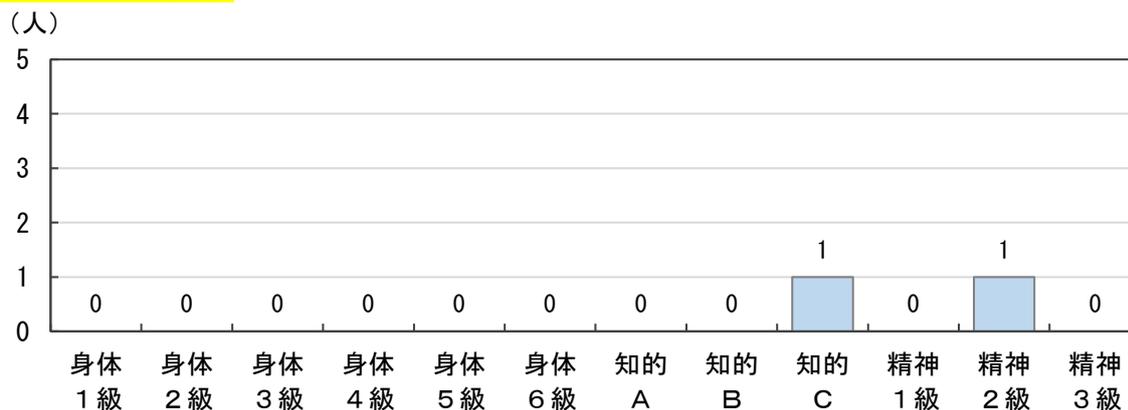
図表 32 計画相談支援



図表 33 地域移行支援



図表 34 地域定着支援



評価

- 計画相談支援の事業所は増加していますが、利用者の増加に追いつかず、事業所数・相談支援専門員数も不足しています。引き続き、新規事業所の開設に向け、働きかけや相談支援体制を整備する必要があります。
- 計画相談支援利用率 100%に向け、市外の事業所との協力体制づくりを進めていく必要があります。
- 施設入所者が、地域移行支援を利用しようとしても、身体障がいのある人や、中度・重度の知的障がいのある人に対応する共同生活援助が不足しているため、利用に繋がっていません。
- 精神病院の入院患者は病院のケースワーカーの支援により、地域に移行している人が多いようです。

4

地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	2015(H27)年度			2016(H28)年度			2017(H29)年度			2018(H30)年度			2019(R1)年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定	利用率									
障がい者相談支援事業																		
事業所数	か所	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0		
相談員数	人	12	12	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0		
相談件数	件	8,369	9,435	112.7	8,583	11,053	128.8	8,781	9,492	108.1	12,137	9,136	75.3	12,740	9,486	74.5		
成年後見制度 利用支援事業	件	8	6	75.0	10	4	40.0	12	2	16.7	6	1	16.7	7	3	42.9		
意思疎通支援事業																		
手話通訳者窓 口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0		
手話通訳者 派遣件数	件	603	467	77.4	618	412	66.7	632	499	79.0	435	528	121.4	446	509	114.1		
要約筆記者 派遣件数	件	9	10	111.1	10	9	90.0	11	7	63.6	10	7	70.0	10	11	110.0		
移動支援 事業	人	314	260	82.8	322	243	75.5	330	247	74.8	251	251	100.0	254	264	103.9	464	56.9
	時間	22,855	23,087	101.0	23,440	23,410	99.9	23,980	26,292	109.6	24,070	27,925	116.0	24,407	28,721	117.7		
地域活動支援センター事業																		
事業所数 (市内)	か所	10	10	100.0	11	12	109.1	12	14	116.7	15	13	86.7	16	13	81.3		
事業所数 (市外)	か所	7	5	71.4	7	6	85.7	7	6	85.7	6	7	116.7	6	7	116.7		
利用人数	人	209	224	107.2	229	250	109.2	249	296	118.9	289	318	110.0	304	351	115.5	399	88.0
日中一時 支援事業	人	290	134	46.2	297	107	36.0	304	105	34.5	110	140	127.3	115	111	96.5	213	52.1
	日	8,951	4,564	51.0	9,180	4,162	45.3	9,391	4,018	42.8	4,180	4,440	106.2	4,370	4,500	103.0		
訪問入浴 サービス事業	回	1,391	1,312	94.3	1,426	1,321	92.6	1,459	1,135	77.8	1,356	1,169	86.2	1,374	1,066	77.6	1,416	75.3
日常生活用具給付事業																		
介護・訓練 支援用具	件	24	16	66.7	25	21	84.0	26	15	57.7	23	26	113.0	24	28	116.7		
自立生活 支援用具	件	62	62	100.0	63	45	71.4	64	45	70.3	55	48	87.3	58	59	101.7		
在宅療養等 支援用具	件	42	41	97.6	43	74	172.1	44	67	152.3	89	80	89.9	94	97	103.2		
情報・意思疎 通支援用具	件	41	33	80.5	42	44	104.8	43	49	114.0	45	38	84.4	54	78	144.4		
排泄管理 支援用具	件	6,017	6,078	101.0	6,171	6,434	104.3	6,313	6,550	103.8	7,066	6,513	92.2	7,405	6,834	92.3		
居宅生活動 作補助用具	件	12	7	58.3	13	13	100.0	14	15	107.1	14	15	107.1	15	7	46.7		
合計	件	6,198	6,237	100.6	6,357	6,631	104.3	6,504	6,741	103.6	7,292	6,720	92.2	7,650	7,103	92.8		
自動車運転 免許取得助成	件	8	5	62.5	9	3	33.3	10	3	30.0	4	3	75.0	5	1	20.0		
自動車改造 助成	件	9	7	77.8	10	7	70.0	11	14	127.3	8	9	112.5	9	11	122.2		

【見込み量】 年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数

【達成率】 実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【利用率】 実績÷支給決定(人)(回)×100(%)で算出したもの

評価

- 成年後見制度利用支援事業は、高齢者に比べて市長申し立ての件数が少ない状況です。障がいのある人の権利擁護を図る為にも積極的な利用をすすめる必要があります。
- 移動支援事業を新たに利用する場合、ヘルパー不足から事業所が見つからない場合が多く、新規の受け入れが難しい状況です。
- 土日の移動支援事業のニーズは高いが、ヘルパーの拘束時間が長い為ヘルパーの確保が難しく、利用ができない人が多い傾向にあります。
- 地域活動支援センター事業の土日の利用ニーズは高いが、事業所が少ないため、定員数に達している事業所がほとんどです。
- 訪問入浴サービス事業は、利用要件が厳しいため、要件について検討する必要があります。

5

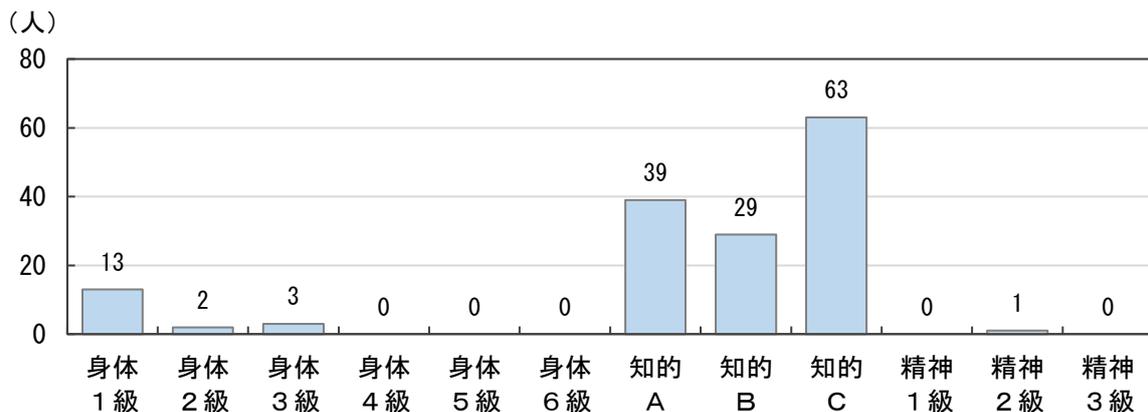
障がい児通所支援・相談支援の実績と評価

区分	単位	2015(H27)年度			2016(H28)年度			2017(H29)年度			2018(H30)年度			2019(R1)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率
児童発達支援	人	285	272	95.4	317	300	94.6	351	328	93.4	341	394	115.5	364	434	119.2	510	85.1
	延べ日数	1,779	1,915	107.6	1,832	2,072	113.1	1,883	2,441	129.6	2,390	2,967	124.1	2,550	3,261	127.9	7,820	
医療型児童発達支援	人	1	2	200.0	1	3	300.0	1	4	400.0	3	0	0.0	4	1	25.0	1	100.0
	延べ日数	1	13	1,300.0	1	13	1,300.0	1	26	2,600.0	13	0	0.0	18	1	5.6	15	
放課後等デイサービス	人	314	398	126.8	322	432	134.2	330	487	147.6	523	564	107.8	575	585	101.7	688	85.0
	延べ日数	4,481	5,323	118.8	4,599	6,309	137.2	4,713	6,914	146.7	7,322	7,805	106.6	8,050	7,788	96.7	14,202	
保育所等訪問支援	人	2	0	0.0	3	2	66.7	4	2	50.0	4	1	25.0	5	4	80.0	29	13.8
	延べ日数	6	0	0.0	9	2	22.2	12	2	16.7	10	1	10.0	12	5	41.7	117	
居宅訪問型児童発達支援	人	/	/	/	/	/	/	/	/	/	10	0	0.0	11	0	0.0	0	0.0
	延べ日数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	40	0	0.0	44	0	0.0	0	
障がい児相談支援	人	50	93	186.0	80	119	148.8	110	145	131.8	256	218	85.2	390	500	128.2	500	100.0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	0	0.0	1	2	200.0	/	/

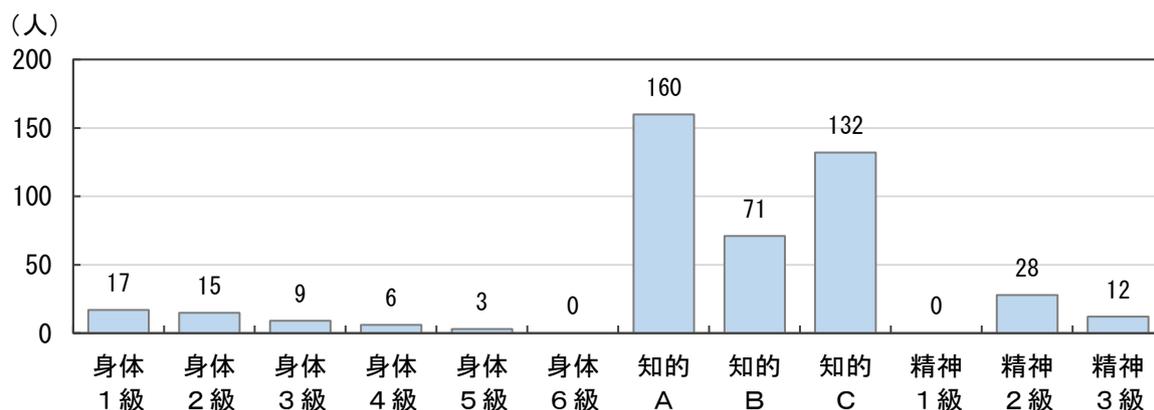
※障がい児相談支援については、年間の総利用者数です。
 ※児童発達支援センターの実施分を含みます。

- 【活動指標】 1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの
- 【実績】 その年度の3月分の利用実績
- 【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの
- 【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数
- 【支給決定(延べ日数)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している日数
- 【利用率】 実績÷支給決定(人)×100(%)で算出したもの

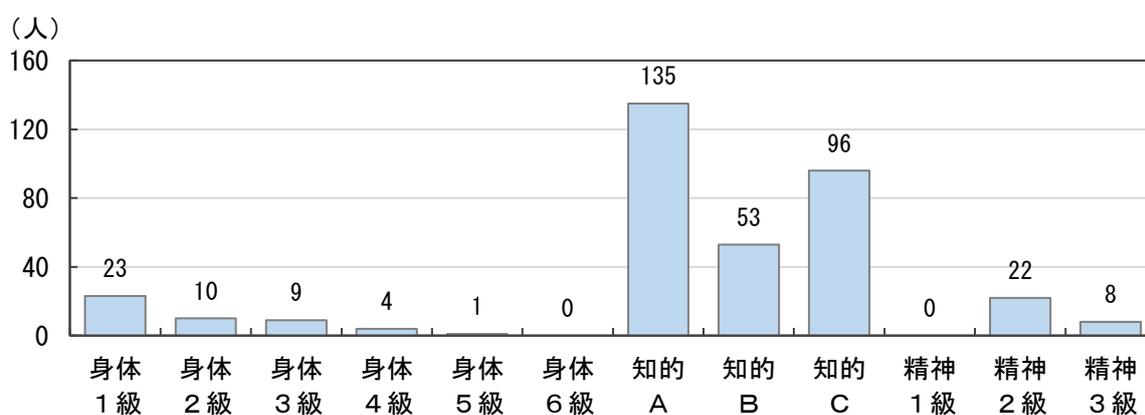
図表 35 児童発達支援



図表 36 放課後等デイサービス



図表 37 障がい児相談支援



評価

- 児童発達支援は、親子で通える事業所が不足しています。
- 児童発達支援の利用者数の増加は、早期の専門医の受診、乳幼児健診時の声かけ等、早期に療育へつなげる取組の結果であると考えられます。
- 医療型児童発達支援の事業所は、市内には無く他市を利用しています。また、市内には医療的ケア児が単独で利用できる児童発達支援の事業所がありません。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数は増加しているため、利用できないという状況にはありません。ただし、希望の曜日や年度途中からの利用はマッチングが難しい傾向にあります。
- 児童発達支援より放課後等デイサービスの方が、一人当たりの利用日数が平均的に多い傾向にあります。

.....
第3章 計画の基本的な考え方
.....

1 基本理念

本市では、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で暮らしていけるよう、生活を支援する様々なサービスの提供や、社会参加を促進する取り組み、安心して過ごせる環境の整備等を進めてきました。近年、社会状況の変化や法制度の整備が進む中、障がいのある人を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、求められるニーズも様々となっています。そのため本市では、多様なニーズに応じていけるよう、障がいのある人当事者やその家族の視点に立ち、関係機関と連携しながら、障がいのある人もない人も、自立し、共生できるまちづくりを推進します。

また、令和元年度に策定された「春日井市地域共生プラン」は、福祉分野で共通して取り組むべき事項が掲げられており、「誰もが主役 共に支え合う 安心と温もりのまちづくり」を基本理念としています。この考えは、これまでの「障がい者総合福祉計画」の基本理念「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」と根本は同じ考えとなっています。そのため、本計画では前計画を継承し、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とします。



障がいのある人が 安心して
自立・共生できる まちづくり



2 基本的視点

基本理念を実現するため、国が示す障害者基本計画を基に本計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次のような基本的視点を定めます。

基本的視点1 障害者権利条約の理念の尊重

障害者権利条約にある「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方のもと、障がいのある人を、自らの意思で決定し、社会に参加する主体として捉え、障がい福祉施策の推進にあたります。また、障がいのある人が適切に意思決定できるよう、相談の実施や意思疎通手段の提供等により支援します。

基本的視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、一人ひとりの個性や能力が最大限に活かされるよう、施設・設備等のハード面から、サービス、情報、制度等のソフト面まで、あらゆる環境整備を進めていきます。

基本的視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が置かれる環境や求める支援は、ライフステージとともに変化します。生涯を通じて切れ目のない支援を受けられるよう、障がいのある人を中心に、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等、各分野が横断的に連携することで、総合的に施策を展開します。

基本的視点4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいの特性や状態、生活の実態により、障がいのある人やその家族が必要とする支援は異なります。そのため、個々の障がいの実情に配慮したきめ細かい支援を行います。

基本的視点5 障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性や子ども、高齢者は、障がいのあることに加えて、それぞれの特性により、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。障がい特性以外の属性等、それぞれの抱える困難に留意しながら、障がい者施策を推進します。

基本的視点6 PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

本計画における障がい者施策を真に有効なものとするため、様々なデータや、障がいのある人及びその家族等の意見を踏まえながら、企画の立案や、取り組みの実施を進めます。評価の内容によっては取り組み自体や方法等の見直しを関係機関と連携しながら行います。

3

重点目標

(1) 地域における生活支援の充実

障がいのある人やその家族が必要な時に必要な支援を地域で受けられるよう、市内の様々な機関が連携し、適切な支援を行います。

主な取り組み

- 障がい福祉サービス及び支援員等の質的向上
- 相談支援専門員の増員と資質向上
- 指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の増設
- 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所等への支援
- 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び障がい者就業・生活支援センターの周知
- 多機関の共同による包括的な支援体制の構築
- 地域生活支援拠点の運用

(2) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、ライフステージによる切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

主な取り組み

- 重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保
- 医療的ケア児への支援
- 児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進
- サポートブックの活用の推進
- 学校生活支援員の配置の推進

(3) 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、障がいに対する理解を促進する啓発等を行います。

主な取り組み

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発
- 障がい者の虐待防止に関する啓発
- 障がい福祉教育や交流学習等の推進

4 施策の体系

基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

基本的視点

- ◆障害者権利条約の理念の尊重
- ◆社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ◆当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ◆障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ◆PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

分野

- 1 生活支援
- 2 障がい児の支援
- 3 保健・医療
- 4 教育
- 5 文化芸術活動・スポーツ等
- 6 雇用・就業、経済的自立の支援
- 7 生活環境
- 8 情報アクセシビリティ
- 9 防災・防犯
- 10 差別の解消及び権利擁護の推進
- 11 行政サービス等における配慮

基本的方向

- ① **障がい福祉サービスの充実**
- ② **地域生活支援事業の充実**
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① **障がい児支援の充実**
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ **教育環境の充実**
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進
- ④ 感染症予防・対策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ 生涯学習環境の充実

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① **障がいを理由とする差別の解消の推進**
- ② **権利擁護の推進**
- ③ **障がい福祉教育の充実**
- ④ **地域共生社会の推進**

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮

※重点的に取り組む項目を太字にしています。

(分野をまたがって再掲している場合は、主となる方を太字にしています。)

.....

第4章 施策の推進

.....

1

生活支援

現状と課題

アンケート調査の結果では、将来くらしたい場所について、いずれの障がいのある人でも「自宅」の割合が約8割と高くなっており、知的障がいのある人では「グループホーム」、「福祉施設（入所）」がそれぞれ約2割となっています【(23)参照】。在宅での生活支援とともに、「親亡き後」の支援が求められています。

家族へのアンケート調査の結果では、支援をする家族の年齢は70歳以上の割合が約4割となっており、60歳以上が全体の約6割を占めています【(113)参照】。また、支援する上で困っていることについては、「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に支援を頼めない」が約3割となっており、負担の軽減が求められています【(117)参照】。

障がいのある人が、将来一緒にくらしたい人については、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「ひとりぐらし」の割合が約2割となっています【(24)参照】。家族に頼らずひとりでも地域で生活していけるような支援や環境づくりを進めていくことが必要です。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「特にない」を除くと、身体障がいのある人で「急に体調が悪くなったときの対応」、知的障がいのある人で「銀行や郵便局・役所の利用」、精神障がいのある人で「部屋の掃除・整理整頓」、難病患者で「電車・バスなど交通機関の利用」の割合がそれぞれ約2割となっており、障がいの状況に応じたきめ細かな支援を充実していくことが必要です【(27)参照】。

サービスの利用については、そのすべてについて、現在利用している人に比べて、今後利用したいと回答した人の割合が高くなっており、潜在的なニーズの存在が表れています【(38)(39)参照】。

悩みや困ったことを相談する相手については、「家族」の割合が約7割と最も高く、「病院などの医療機関」「施設や事業所の職員」の割合もそれぞれ約3割となっていますが、「市の窓口」「相談支援センター」は低くなっています【(53)参照】。一方、障がい者生活支援センター（春日苑、かすがい、JHNまある、あっとわん）、基幹相談支援センター（しゃきょう）については、「知っている」がいずれの障がいのある人においても半数以下となっており、公的な相談窓口のさらなる周知が必要です【(54)参照】。

基本的方向

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、利用が増加しているサービスを中心に、事業所等の拡充などによるサービス量の確保に努めるとともに、人材の育成等の質の向上に取り組みます。また、様々な相談や課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築を進めます。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

成果目標

	項目	2019(令和元)年度実績値	2023(令和5)年度目標値
1	施設入所者数※ ¹	195人	195人
2	施設入所からグループホームなどへ移行する人の数※ ²	1人	12人
3	相談支援専門員の数	48人	67人
4	サービス等利用計画※ ³ を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	69.8%	99%
5	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	25.5%	50%
6	家族が介助を負担に感じている人の割合	58.3%	45%

※1 国の基本指針では、2019(令和元)年度末時点の施設入所者数から2023(令和5)年度末までに1.6%以上削減するとされていますが、本市においては約120名の施設入所待機者がいることから、現状維持としています。

※2 国の基本指針では、2019(令和元)年度末時点の施設入所者数の6%以上を2023(令和5)年度末までに地域生活へ移行するとされ、さらに、2020(令和2)年度末の未達成分も加味することとされていますが、現状を踏まえた目標値としています。

※3 サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実 重点	ア 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 障がい者福祉施設整備補助を行います。 地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援を周知します。 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。 相談支援専門員の増員及び指定特定相談支援事業所の増設を積極的に進めます。 指定特定相談支援事業所の空き状況を集約し、計画相談支援の利用を促進します。 地域自立支援協議会で進捗管理を行います。
	ウ 相談支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。 地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。 相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。 <p>◎障がい者の基幹相談支援センターと高齢者の基幹型地域包括支援センターが共同で、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。</p>
	エ 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 多職種間の連携を図ります。 <p>◎障がい福祉の職場についてPRします。</p>
	オ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等に対する喀痰(かくたん)吸引等研修の参加を促します。
	カ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	キ 地域移行支援、地域定着支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。 地域定着支援の利用を促進します。

基本的方向	施策	取り組み
	ク 地域生活支援拠点の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所や医療機関など関係機関と連携し地域生活支援拠点を運用します。 ◎虐待対応や緊急時に一時保護する居室を確保します。 ◎宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。 ◎休日の相談支援体制を確保します。 ◎地域生活支援拠点の運用状況について定期的に検証します。
	ケ 共生型サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう支援します。
<p>② 地域生活支援事業の充実</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">重点</p>	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・代読・代筆支援を行います。 ・暗所視支援眼鏡等を日常生活用具の対象として検討します。
イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。 ◎訪問入浴の拡充について検討します。 	
ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・多職種間の連携を図ります。 ◎障がい福祉の職場についてPRします。 	
エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等に対する喀痰（かくたん）吸引等研修の参加を促します。 	
オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。 	
カ 包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関の協働により、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に向けた検討を行います。 ・ひきこもりの人の支援機関と連携を図ります。 ・保健所との連携を強化します。 	
キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・医療機関等へ周知します。 ・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。 	

基本的方向	施策	取り組み
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定支援の理解や普及を促進します。
	イ 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 福祉応援券を支給します。 外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
	ウ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。 寝具乾燥サービスを実施します。 車いすの貸出を実施します。 配食サービスの利用を助成します。 緊急通報システムを設置します。 さわやか収集事業を実施します。 ヘルプマーク、ヘルプカードを配布し、利用を促進します。
	エ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> かすがいシティバスの利用者・付添人の運賃を減免します。 勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
	オ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。 福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。
	カ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに関するマークのパネル展示を行います。 イベント等でのPRを行います。
	キ 宿泊体験の支援	◎ <u>宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。</u>
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。
	ケ <u>歩行訓練の実施</u>	◎ <u>視覚障がい者の歩行訓練の実施を検討します。</u>

障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2018(H30)年度	2019(R1)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
訪問系サービス						
居宅介護	人	366	409			
	時間	6,157	6,570			
重度訪問介護	人	5	5			
	時間	265	505			
同行援護	人	29	30			
	時間	380	342			
行動援護	人	21	18			
	時間	238	178			
重度障がい者等 包括支援	人	0	0			
	時間	0	0			
日中活動系サービス						
生活介護	人	550	574			
	延べ日数	10,448	11,196			
自立訓練(機能訓練)	人	1	2			
	延べ日数	10	25			
自立訓練(生活訓練)	人	9	12			
	延べ日数	117	146			
就労移行支援	人	103	83			
	延べ日数	1,624	1,401			
就労継続支援(A型)	人	218	224			
	延べ日数	4,256	4,340			
就労継続支援(B型)	人	474	497			
	延べ日数	8,017	8,708			
自立生活援助(うち精神)	人	0	0			
就労定着支援	人	22	31			
療養介護	人	19	20			
居住系サービス						
1短期入所(福祉型)	人	98	98			
	延べ日数	620	595			
短期入所(医療型)	人	98	98			
	延べ日数	620	595			
共同生活援助(うち精神)	人	192	236			
施設入所支援	人	189	195			
相談支援						
計画相談支援	人	199	304			
地域移行支援(うち精神)	人	2	1			
地域定着支援(うち精神)	人	0	2			
地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	回	-	-	6	6	6

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

地域生活支援事業の見込み量

区分		単位/年	実績		見込み量		
			2018(H30)年度	2019(R1)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
障がい者 相談支援 事業	事業所数	か所	5	5			
	相談員数	人	12	12			
	相談件数	件	9,136	9,486			
成年後見制度利用 支援事業		件	1	3			
意思疎通 支援事業	手話通訳者窓口設置	人	1	1			
	手話通訳者派遣	件	528	509			
	要約筆記者派遣	件	7	11			
移動支援事業		人	251	264			
		時間	27,925	28,721			
地域活動 支援セン ター事業	事業所数(市内)	か所	13	13			
	事業所数(市外)	か所	7	7			
	利用人数	人	318	351			
日中一時支援事業		人	140	111			
		日	4,440	4,500			
訪問入浴サービス事業		回	1,169	1,066			
日常生活 用具給付 事業	介護・訓練支援用具	件	26	28			
	自立生活支援用具	件	48	59			
	在宅療養等支援用具	件	80	97			
	情報・意思疎通支援用具	件	38	78			
	排泄管理支援用具	件	6,513	6,834			
	居宅生活動作補助用具	件	15	7			
	合計	件	6,720	7,103			
自動車運転免許取得助成		件	3	1			
自動車改造助成		件	9	11			

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※計画相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

計画相談支援の利用実人数は、それぞれ

【2018（H30）年度実績】923人

【2019（R1）年度実績】1,347人

【2021（R3）年度】2,058人

【2022（R4）年度】2,171人

【2023（R5）年度】2,290人です。

2 障がい児の支援

現状と課題

障がいのある子どもへの支援については、国においてもその充実が課題とされており、児童発達支援センターを中心とした地域の体制強化、重症心身障がい児や医療的ケア児を支援できる体制の整備など、今後一層充実させていくことが求められています。

障がいのある子どもを早期に必要な支援につなげるため、制度やサービスについて適切な情報提供を行うことが必要です。アンケート調査の結果では、児童発達支援センター（てくてく、春日井こども学園）について、「知らない、聞いたことがない」の割合が6割を超えており、保護者に対する周知が必要とされています【(33)参照】。

また、個別のサービスについては、「放課後等デイサービス」の利用が約4割となっており、児童発達支援についても年々利用が増加しています【(38)及び33頁参照】。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りながら、幅広い受け皿を確保していくことが求められています。

基本的方向

障がいのある子どもや、発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、障がいのある子どもの支援体制を推進するため、児童発達支援センターを増設します。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

成果目標

◎は新規の取り組みです

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	障がい児支援利用計画 [※] を作成した人のうち、障がい児相談支援を利用した人の割合	41.0%	99%
2	サポートブックの利用している人の割合	19.8%	40%
3	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	9 事業所	11 事業所
4	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	11 事業所	13 事業所

※障がい児支援利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい児支援の充実 重点	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。 地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。 保育所等訪問支援の利用を促進します。
	イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児相談支援を周知します。 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。 相談支援専門員の増員及び指定障がい児相談支援事業所の増設を積極的に進めます。 指定障がい児相談支援事業所の空き状況を集約し、障がい児相談支援の利用を促進します。 地域自立支援協議会で進捗管理を行います。
	ウ 相談支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。 地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。 相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。 <p>◎障がい者の基幹相談支援センターと高齢者の基幹型地域包括支援センターが共同で、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。</p>

基本的方向	施策	取り組み
	エ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。 ・<u>多職種間の連携を図ります。</u> ◎<u>障がい福祉の職場についてPRします。</u>
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの積極的な活用を促進します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。
	カ 児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童発達支援センターを中核とした支援体制により、障がい児通所支援事業所との連携を強化します。</u> ◎<u>第一希望の家に児童発達支援センターを設置します。</u> ・<u>児童発達支援センターを周知します。</u>
	キ 特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育の体制を整備します。
	ク 特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。 ・特別支援保育児童の巡回相談を実施します。
	ケ 保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援保育についての関係研修を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	コ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。
	サ ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。
	シ 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・療育についての理解を深める講座を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	ス 医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 ・<u>関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。</u> ・<u>日中一時支援の利用を促進します。</u>
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査を実施します。 ・新生児聴覚スクリーニングを実施します。 ・<u>新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。</u>
	イ 音楽療法等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽療法を実施します。 ・言語療法を実施します。 ・作業療法を実施します。
	ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施します。 ・発達相談を実施します。 ・相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 ・児童発達支援の親子通所を実施します。 ・<u>ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。</u> ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
③ 教育環境の充実 重点	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を実施します。
	イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う支援員を配置します。
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
④ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 ・<u>地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。</u>
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
⑤ 権利擁護の推進	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催します。 ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。

障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2018(H30)年度	2019(R1)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
児童発達支援	人	394	434			
	延べ日数	2,967	3,261			
医療型児童発達支援	人	0	1			
	延べ日数	0	1			
放課後等デイサービス	人	564	585			
	延べ日数	7,805	7,788			
保育所等訪問支援	人	1	4			
	延べ日数	1	5			
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0			
	延べ日数	0	0			
障がい児相談支援	人	55	125			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	2			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	-	-	30	30	30

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

障がい児相談支援の利用実人数は、それぞれ

【2018（H30）年度実績】218人

【2019（R1）年度実績】500人

【2021（R3）年度】1,414人

【2022（R4）年度】1,565人

【2023（R5）年度】1,732人です。

3 保健・医療

現状と課題

生活習慣の乱れや、過度なストレス、事故などにより、誰もが障がいや疾病を抱える可能性がある中、障がいの予防や重度化の防止、早期発見・早期対応を図ることが大切です。

アンケート調査の結果では、医療での困りごとについて、約5割を占める「特に困ったことはない」を除くと、知的障がいのある人、障がいのある子どもで「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」の割合がそれぞれ約2割、難病患者で「医療費の負担が大きい・できない」が約3割と他の障がいと比べて高くなっており、医療機関を受診する障がいがある人への配慮が必要です【(61)参照】。

また、国においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進しており、長期入院を減らし、必要な支援を受けながら地域での生活を継続できる環境づくりに向けた取り組みが求められています。

さらに、2019（令和元）年末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は人々の生活に大きな影響を与えています。今後も感染リスクを考慮した生活やサービスの提供が求められています。

基本的方向

定期的な健診や心身の健康に関する相談支援等の実施により、障がいや疾病の予防や重度化の防止を図ります。

精神障がいのある人や難病患者など、障がいや疾病のある様々な人が地域で暮らしていけるよう、適切な医療や支援を受けることができる体制づくりを進めます。

また、感染症予防に関する情報の周知を行うとともに、障がいのある人への支援と感染防止対策を両立させる取り組みを行います。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進
- ④ 感染症予防・対策の推進

成果目標

	項目	2019(令和元)年度実績値	2023(令和5)年度目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	482人	840人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所 [※] を提供する事業の実施か所数	5か所	7か所
3	特定健康診査の受診率		50%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導、健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査を実施します。 ・特定保健指導を実施します。 ・後期高齢者健康診査を実施します。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。 ・乳幼児健康診査を実施します。 ・新生児聴覚スクリーニングを実施します。 ・<u>新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。</u> ・<u>通所施設で実施する歯科検診を推進します。</u> ・市民健康づくり講座や出前講座を実施します。
	イ メンタルヘルス対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談を実施します。 ・ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・こころの健康について知識の普及啓発を行います。 ・自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。
	エ 音楽療法等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽療法を実施します。 ・言語療法を実施します。 ・作業療法を実施します。
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施します。 ・発達相談を実施します。 ・相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 ・児童発達支援の親子通所を実施します。 ・<u>ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。</u> ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・グループ活動を支援します。 ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。 ・地域移行支援や地域定着支援の利用を促進します。 ◎<u>宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。</u> ・保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。 ・依存症に関する周知、啓発を行います。
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。 ・基幹相談支援センターで福祉サービス事業者及び市民を対象に精神障がいのある人の地域移行に関する研修会を開催します。 ・医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・保健所との連携を強化します。
④ 感染症予防・対策の推進	ア 感染症予防・対策に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に関する情報を障がいのある人、その家族、福祉サービス事業者へ周知・啓発します。 ◎<u>福祉サービス事業所へ感染症対策についての研修を実施します。</u> ◎<u>福祉サービス事業所における感染症の発生時に必要な物資の備蓄や調達、輸送体制を整備できるよう進めます。</u> ◎<u>感染症発生時の支援・応援体制の構築を進めます。</u> ・遠隔手話通訳を実施します。 ・視覚障がい者や聴覚障がい者用に音声や手話による情報提供を行います。

4 教育

現状と課題

アンケート調査の結果では、通所・通園・通学している子どもが困っていることとして、「特にない」を除くと、「園や学校が遠い」「授業や活動についていけない」「先生の理解が足りない」の割合がいずれも1割を超えており、教育の現場における支援の充実が必要です【(32)参照】。

今後、障がいのある子どもの支援で充実させてほしいものについては、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」「障がい特性にあった教育環境」がそれぞれ4割を超えており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・支援が求められています【(34)参照】。

障がいのない人へのアンケート調査の結果では、身近に障がいのある人がいた経験やその場面について、「自分自身または家族等身近な親族」が約4割、「学校」が約3割となっており、障がいの有無にかかわらず共に生活する場として、学校における交流や福祉教育の充実が求められています【(120)参照】。

基本的方向

障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、それぞれの状況に応じた教育・支援を受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。

また、教育現場における人材の確保・育成や、障がい福祉教育の推進により、教育現場における障がい理解の促進を図ります。

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ 生涯学習環境の充実

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会を充実させてほしいと感じている人の割合	42.1%	30%

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を実施します。
	イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う支援員を配置します。
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの積極的な活用を促進します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。
② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 ・<u>地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。</u>
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
③ 生涯学習環境の充実	ア 各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・実践パソコン講座を開催します。 ・障がいの特性に配慮した講座を開催します。 ・<u>高齢者のいきがいづくりや社会参加を推進する講座を開催します。</u>
	イ 図書の実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・録音図書、点字図書を製作します。 ・ボランティアによる対面読書を行います。 ・図書無料郵送貸出を実施します。 ・<u>録音図書、点字図書、大活字図書、LLブックの貸出を実施します。</u> ・音訳技術講習会を開催します。 ・音訳デジタル録音技術講習会を開催します。

基本的方向	施策	取り組み
	ウ ボランティアなど 人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> • 点訳奉仕員養成講座を開催します。 • 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 • 手話奉仕員養成講座を開催します。 • 読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。

5 文化芸術活動・スポーツ等

現状と課題

2018（平成30）年に施行された障害者文化芸術推進法では、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住みよい地域社会の実現に寄与することを基本理念として、国及び地方自治体に地域の特性に応じた施策の実施を求められています。

2021（令和3）年には東京パラリンピックの開催が予定されていますが、こうしたイベントを契機として、障がいの有無にかかわらず、だれもがスポーツを楽しむことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の余暇の過ごし方は、「テレビを見る」が約6割、次いで「買い物に行く」が約4割、「友人と会う」が約3割となっています【(63)参照】。一方、今後の余暇の過ごし方については、「旅行をする」「映画や演劇を見に行く」の割合が現状より高くなっており、多様な余暇活動への参加意向が表れています【(64)参照】。

国においては2019（平成31）年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、障害者文化芸術推進法の基本理念に基づく施策の推進を図っています。本市においても、障がいのある人の文化活動やスポーツ活動への障壁をなくし、参加を支援する取り組みの充実が求められています。

基本的方向

障がいの有無にかかわらず、だれもが文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる社会の実現に向け、障がいのある人の参加を支援する体制づくりや機会の充実を図ります。

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	6,320人	8,000人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24件	36件

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 講演会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎障がいのある人の作品展を開催します。 障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 障がい者週間啓発事業を実施します。 「あいちアール・ブリュット展」を周知します。
② スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた人に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）での各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 交流事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> 温水プールなどの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる共生サロンの開催を支援します。

6 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約5割、知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約3割、難病患者で約4割となっています【(69)参照】。

65歳未満の現在働いていない人のうち今後働きたいと思う人は、身体障がいのある人で約4割、精神障がいのある人、難病患者で約6割となっています【(72)参照】。また、どのような支援や配慮があったら働けると思うかについては、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「障がい（疾病）に応じて短時間の就労などができること」がそれぞれ約4割、約2割、約5割、難病患者で「仕事や職場に慣れるまで、助けてくれる人がいること」が約3割とそれぞれ最も高くなっています【(73)参照】。意欲があっても働いていない人の就労に向けた合理的配慮や支援の取り組みが求められています。

正社員、パート・アルバイト、自営業として働いている人の、現在の仕事への不安については、「特にない」を除くと、「収入・手当が少ない」が身体障がいのある人、知的障がいのある人、難病患者でそれぞれ約2割、精神障がいのある人で約3割とそれぞれ最も高く、特に精神障がいのある人については、「いつ職場をやめさせられるか不安である」も約3割となっており、生活を支える収入の確保や、安心して働き続けることのできる環境づくりが求められています【(74)参照】。

本市では、障がい者就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、知的障がいのある人で約4割、その他の障がいのある人で6割以上が「知らない、聞いたことがない」となっており、引き続き周知し、活用を促進していく必要があります【(75)参照】。

基本的方向

障がいのある人の一人ひとりの個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の理解や合理的配慮を促すとともに、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。

また、多様な雇用の場が確保できるよう、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めるとともに、優先調達等の取り組みにより、就労支援事業所の収入の拡大を図ります。

① 障がい者雇用の促進

② 福祉的就労の充実

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	福祉施設※を退所し、一般就労した人の数（年間一般就労移行者数）	85人	63人
2	1のうち就労移行支援の利用者数	56人	52人
3	1のうち就労継続支援 A 型の利用者数	13人	8人
4	1のうち就労継続支援 B 型の利用者数	11人	2人
5	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	11,322 千円	13,000 千円
6	就労継続支援（B 型）の平均月額工賃	13,922 円	17,000 円
7	就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率	72.7%	80%
8	就労定着支援の利用者数	47人	45人
9	就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	70%

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）の各事業を行う事業所をいいます。

※ 1～4及び8の 2019（令和元）年度実績値は、障がいのある人が一般就労する農園が開園した影響で一時的に人数が多くなっています。障がいのある人が一般就労する農園の影響を除いた人数は、1は 49 人、2は 40 人、3は 6 人、4は 0 人、8は 26 人です。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 就労定着支援の利用を促進します。 障がいのある人を市役所の正規職員や会計年度任用職員として採用します。 一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。 障がいのある求職者を新たに雇い入れ継続して1年間雇用した企業に補助金を交付します。 農業と連携した障がい者雇用に支援します。 地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「はたらくためのガイドブック」により周知します。 ハローワークとの連携を強化します。 ジョブコーチの活用を促進します。 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。 高齢の障がいのある人の社会参加や就労のニーズに対応し、就労継続支援事業所等を紹介します。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援事業所等を紹介します。 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 調達実績をホームページで公表します。
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 元気ショップを実施します。
	ウ 工賃等の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 就労継続支援事業所等を紹介します。 市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。 元気ショップを実施します。

7

生活環境

現状と課題

アンケート調査の結果では、今後、特に充実すべきだと考える障がい者施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が約3割となっており、安心して地域で生活を続けていけるよう、日常生活の基盤となる環境づくりが必要とされています【(109)参照】。

障がいのある人の住まいについて、将来くらしたい場所については、「自宅」が知的障がいのある人で約5割、その他の障がいのある人で約8割と最も高くなっており、在宅でも不自由なく暮らせるような住環境の整備が必要です【(23)参照】。また、知的障がいのある人では「グループホーム」も約2割と他の障がいのある人と比べて高くなっています。グループホームについては、近年増加してきていますが、重度の障がいのある人が利用できる事業所は十分ではないため、さらなる整備が求められています。

基本的方向

障がいのある人が安心した生活を実現できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人のニーズを把握し、地域で快適にくらせる多様な住環境を整備できるよう、事業者への働きかけを行います。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	72.2%	75%

※市営住宅総合再生計画で、2025(令和7)年度の目標値を75%と定めています。

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の要望により歩道の段差解消を行います。 公園を障がいのある人に配慮して整備します。
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。 市役所や出先機関を障がいのある人に配慮して整備します。
	ウ かすがいシティバスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・付添人の運賃を減免します。 かすがいシティバスのネットワークやダイヤを再編します。
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。 ◎<u>重度の障がいのある人への支援を行う日中サービス支援型共同生活援助の設置に向け、事業所に働きかけを行います。</u>

8 情報アクセシビリティ

現状と課題

アンケート調査の結果では、福祉などの情報を得る方法は、「市の広報」の割合が約4割と高くなっていますが、知的障がいのある人では「施設や事業所」が約4割と最も高くなっています。また、身体障がいのある人（65歳未満）、精神障がいのある人、障がいのある子ども、難病患者では「携帯電話・スマートフォン」が約2割から3割となっています【(80)参照】。

一方、家族へのアンケート調査の結果では、サービスの利用方法やその内容について、知的障がいのある人を除くと、「知らない」「あまり知らない」の合計が約6割となっています【(119)参照】。必要な情報が必要な人に確実に届くよう、分かりやすい情報発信や多様な媒体の活用など、発信手段の工夫が求められています。

障がいのある人の様々な社会参加を可能にするには、コミュニケーションや意思疎通を円滑にすることが大切です。本市では手話通訳者や要約筆記者の派遣、ボランティアの育成等を進めています。今後も多様なコミュニケーション支援や人材確保・育成を通して、障がいのある人の社会参加における障壁を軽減することが求められています。

基本的方向

必要な支援や制度の情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。

また、障がいの特性にあった情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援人材の育成を行います。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	509件	555件

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の充実	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・<u>ICTを活用し、ホームページやLINEからの問い合わせに自動で回答します。</u> ・<u>春日井市公式アプリ「春ポケ」で市民一人ひとりに合った情報を提供します。</u> ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。 ◎<u>大活字版サービスガイドを作成します。</u>
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体から意見を聴取します。
② 意思疎通支援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に手話通訳者を設置します。 ・<u>スマートフォンやタブレットの画面を介した手話通訳を実施します。</u> ・<u>遠隔手話通訳を実施します。</u> ・<u>ホームページに手話動画を掲載します。</u> ・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種ボランティアなどの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。

9

防災・防犯

現状と課題

アンケート調査の結果では、災害時にひとりで避難できるかについて、知的障がいのある人で「ひとりでは避難できないと思う」が約7割と高くなっています【(84)参照】。一方、災害時要援護者避難支援制度については、「知っている」が前回（平成28年度調査）より増加傾向であるものの、知的障がいのある人で約2割、その他の障がいのある人で約1割となっており、制度の周知が求められています【(87)参照】。

災害などの緊急事態に困ることについて、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子どもで「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」がそれぞれ約7割、約4割、約8割となっており、身体障がいのある人で「自力歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない」が約4割、難病患者で「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」が約4割となっています【(86)参照】。また、災害時に備えて地域で取り組むべきことについては、身体障がいのある人では「近所での日頃からの協力体制づくり」が約3割、知的障がいのある人では「災害時の情報伝達方法の確立」が約4割、精神障がいのある人では「障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保」が約3割、障がいのある子どもでは「福祉避難所の拡充」が約5割、難病患者では「災害時の医療体制の確立」が約4割となっており、障がいによって求められる支援が異なるため、特性に応じた配慮や備えが必要です【(90)参照】。

障がいのない人へのアンケート調査の結果では、災害時に障がいのある人の支援ができるかについて、「できる」が約4割である一方、「わからない」が約5割と最も高くなっています【(91)参照】。また、障がいのある人の近所付き合いについては、知的障がいのある人、精神障がいのある人で約3割が「ほとんど付き合いがない」となっており、近所との顔見知りの関係がいざというときの協力体制にもつながるため、災害時対応の観点からも、地域での日ごろからの交流が求められています【(26)参照】。

防犯対策については、障がいのある人をねらった悪徳商法等の消費者被害や、障がいのある女性に対する性犯罪等への対応を進めていく必要があります。また、障がいのある人やその家族への防犯意識の醸成や、施設や地域における防犯体制の強化、地域での障がいに対する理解促進、見守りの充実等が求められています。

基本的方向

障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、障がいの特性を踏まえた防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を充実させます。

また、地域や警察等と連携した防犯体制の強化や地域での支援・見守りの充実を図ります。

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

成果目標

	項目	2019(令和元)年度実績値	2023(令和5)年度目標値
1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	13.4%	50%
2	災害時要援護者台帳に登録したい人の割合	29.2%	50%
3	災害時要援護者台帳の登録者数	824人	1,200人

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心情報ネットワークを活用します。 ・保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。 ・<u>災害時要援護者台帳に登録した人に避難勧告などの情報を提供します。</u> ・<u>Net119、FAX119により、火災・救急の通報を受け付けます。</u>
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要援護者台帳に登録した人に区・町内会・自治会などの協力により避難支援者の確保を図ります。</u>
	ウ 災害時要援護者避難支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・水防訓練等の場を活用して周知します。
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設での消防訓練を実施します。 ・小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練を実施します。 ・防災講話を開催します。 ・地域における防災マニュアル作成の手引きを配布します。 ・地域の防災訓練への参加を促進します。

基本的方向	施策	取り組み
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを設置します。 ・災害用簡易組立トイレ（要配慮者対応）を設置します。 ・防災倉庫へ聴覚障がい者支援セットを設置します。 ・<u>防災倉庫へ聴覚障がい者支援ボード（掲示用）を設置します。</u> ・<u>福祉避難所に車椅子対応型マンホールトイレを配備します。</u>
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所について周知します。
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講話を開催します。 ・消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り連絡会議を開催します。 ・地域見守り活動に関する協定を水道、ガス、郵便局、銀行、新聞店などの民間事業所等と締結します。 ・<u>地区社会福祉協議会が実施する地域見守り事業の取り組みを支援します。</u>

10 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

国では、2016（平成 28）年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人が障がいの有無にかかわらず共生できる社会の実現が求められています。また、福祉分野全体でも、障がいのある人を含め、地域住民等の支え合いにより、誰もが地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。

アンケート調査の結果では、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりした経験については、「よくある」「ときどきある」の合計が知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約4割、障がいのある子どもで約5割となっており、多くの人が差別等の経験があることが表れています【(102)参照】。また、障がいのない人へのアンケート調査の結果でも、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて、「あると思う」「少しはあると思う」の合計が9割以上と、ほとんどすべての人が何らかの差別や偏見が存在していると回答しています【(127)参照】。

障害者差別解消法における「合理的配慮」は、障がいのある人の社会参加の障壁の除去・軽減の取り組みであり、差別解消の鍵となる考え方ですが、アンケート調査の結果では、「合理的配慮」を「知っている」という回答は、障がいのある子どもで約2割である以外は、障がいのある人においても障がいのない人においても約1割と低くなっています【(93)参照】。差別解消と平等な参加の確保に向け、障がいのある人自身においても、また、広く市民全体においても、周知を進めていくことが必要です。

障がいのある人の虐待防止や権利擁護について、2012（平成 24）年に施行した障害者虐待防止法を「知らない、聞いたことがない」と回答した人の割合が、身体障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのない人でそれぞれ約5割、知的障がいのある人、障がいのある子ども、難病患者でそれぞれ約4割となっており、前回（平成 28 年度調査）とほとんど変わっていません【(98)参照】。また、成年後見制度についても同様に認知が進んでいないため、わかりやすいチラシを作成する等、積極的な周知・啓発が必要です。【(94)参照】。

基本的方向

障がいのある人への差別・偏見をなくしていくとともに、平等な社会参加が確保されるよう、教育・啓発や交流を通じて障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着を図ります。

また、成年後見制度をはじめ権利擁護のための制度の普及や、障がい者虐待を防止する取り組みを進めるとともに、共生社会の実現に向け、当事者団体等の活動を支援します。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域共生社会の推進

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	97.7%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	9.8%	40%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.8%	40%
4	成年後見制度を知っている人の割合	24.2%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	11.1%	40%

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で周知します。
② 権利擁護の推進 重点	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催します。 ・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ◎虐待対応や緊急時に一時保護する居室を確保します。 ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎権利擁護連絡会議を設置します。 ・市民後見人育成研修を開催します。 ・権利擁護センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。

基本的方向	施策	取り組み
③ 障がい福祉教育の充実 <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px; display: inline-block;">重点</div>	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 • <u>地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。</u>
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 • 小中学校と特別支援学校の交流を行います。 • けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 • 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
④ 地域共生社会の推進 <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px; display: inline-block;">重点</div>	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎障がいのある人の作品展を開催します。 • 障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 • 障がい者週間啓発事業を実施します。 • 保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。 • 障がいのある人、高齢者及び成年後見の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援を行います。
	イ 当事者団体やボランティアの活動支援、交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> • <u>当事者団体の活動を支援します。</u> • <u>障がいのある人と関わるボランティアへの参加を促進し、活動を支援します。</u> • <u>事業所の地域との交流を促進します。</u>

11 行政サービス等における配慮

現状と課題

障がい福祉に関わる、様々な支援やサービスの提供を当事者の視点に立って行うには、市職員が障がいについて理解を深めることや、庁内外の関係機関が連携を強化することが大切です。本市では、「障害者差別解消法」に基づき職員対応要領を定めており、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」といった、障がいのある人への適切な対応に努めています。

また、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使するためには、選挙等において必要な環境を整備することが求められています。

職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスの分かりやすい案内など、様々な場面で合理的配慮の提供を進めていくとともに、情報提供や各種手続き等の情報アクセシビリティを高めていくことも必要です。さらに、職員は障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮

成果目標

	項目	2019(令和元)年度 実績値	2023(令和5)年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修*を受講した職員の割合	17.3%	30%

*障がいの理解に関する研修は、2015（平成27）年度以降の新規採用職員研修を対象とします。

具体的施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
	イ 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者を設置します。 代読・代筆支援を行います。
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ICTを活用し、ホームページやLINEからの問い合わせに自動で回答します。 春日井市公式アプリ「春ポケ」で市民一人ひとりに合った情報を提供します。 声の広報かすがいを作成します。 声のかすがい市議会だよりを作成します。 音声コードの活用を促進します。 ◎太活字版サービスガイドを作成します。
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 点字器を設置します。 コミュニケーションボードを設置します。 代理投票の適切な実施等に取り組みます。
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。

.....

第5章 計画の推進

.....

1 庁内関係機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」、「プロセス重視」の考え方を基本とします。障がい者施策推進協議会を定期的で開催し、毎年の成果目標や施策の状況の報告と、計画の着実な推進に向けた点検、評価及び課題や改善点の確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

図 「PDCAサイクル」のイメージ

